

国 有 財 産 の 概 要

第 1 国有財産の制度

1. 国有財産とは

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地・建物等の不動産、船舶・自動車・航空機等の動産、貸付金等の債権、著作権・特許権等の知的財産権、地上権・鉱業権等の用益物権等多種多様なものがある（広義の国有財産）が、ここにいう国有財産とは、国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条及び附則第4条に規定されている財産（狭義の国有財産）、すなわち第1表に示すものをいう。

第1表 国有財産の範囲

(1) 国有財産法第2条に規定する国有財産

国 有 財 産	物	不 動 産	(1) 土地
			(2) 土地の定着物（建物、立木竹等）
	動 産	(1) 船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック、航空機	
		(2) 不動産及び(1)に掲げる動産の従物（昇降機、冷暖房装置等）	
	用 益 物 権	(1) 地上権	
		(2) 地役権	
		(3) 鉱業権	
(4) 以上のものに準ずる権利（採石権等）			
知 的 財 産 権	(1) 特許権		
	(2) 著作権		
	(3) 商標権		
	(4) 実用新案権		
	(5) 以上のものに準ずる権利（意匠権等）		
有 価 証 券 等 (国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。)	(1) 株式		
	(2) 新株予約権		
	(3) 社債（特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）		
	(4) 地方債		
	(5) 信託の受益権		
	(6) 以上のものに準ずるもの		
	(7) 出資による権利		

※ (5)信託の受益権には、国有財産法第28条の2の規定により行った不動産の信託の受益権が含まれる。

(2) 国有財産法附則第4条に規定する国有財産

旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具

2. 国有財産の分類及び種類

国有財産は、国の行政の用に供するため所有する行政財産と、それ以外の普通財産とに分類され、行政財産は、さらに用途又は目的に従って、4つの種類に分けられている（国有財産法第3条）。

(1) 行政財産

イ. 公用財産

国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、庁舎、国家公務員宿舎）

ロ. 公共用財産

国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、公園、道路、海浜地）

ハ. 皇室用財産

国において皇室の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓）

ニ. 森林経営用財産

国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定した財産

(2) 普通財産

普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいい、原則として特定の行政目的に直接供されることのないものであり、その内容は様々な性格の財産から構成されている。

これらの財産は、行政財産に近い性格を有する財産とそれ以外の財産に大別できる。前者の例としては、イ. 国が政策目的を達成するために特別の法律の規定に基づいて行った現金出資又は現物出資により取得した出資による権利、ロ. アメリカ合衆国の軍隊に条約に基づき提供するキャンプ地、飛行場、港湾施設等があり、通常の普通財産のように自由に処分することはできないものである。後者の財産は、その時々^々の社会的要請に即応して効率的、かつ、適正に管理又は処分を行うべき性質の財産である。

また、取得の経緯からみると、相続税法等の規定により租税物納として金銭に代えて国庫に納付され普通財産となったもの、又は行政財産が不要となって本来の行政目的に供されなくなった場合、すなわち用途廃止されて普通財産となったもの等がある。

3. 国有財産の管理及び処分

(1) 管理処分の仕組み

国有財産の管理とは、これを取得し、維持保存し、又は貸付け等の運用をすることであり、処分とは、売払い、交換、譲与、信託等をするをいう。これら管理処分の仕組みは、行政財産と普通財産とは異なっている。

行政財産は各省各庁の長が管理するが（国有財産法第5条）、国有財産法に定める場合（例えば、地方公共団体等がその経営する鉄道等の施設の用に供する場合において、これらの者のために地上権を設定する場合、庁舎等の一部に余裕がある場合で、当該余裕部分を国以外の者に貸し付ける場合等）のほか、これを売払い、貸付け、又はこれに私権を設定することはできないことになっている（国有財産法第18条）。

これに対し、普通財産は原則として財務大臣が管理処分し（国有財産法第6条）、これを売払い、貸付け、又はこれに私権を設定することも可能である（国有財産法第20条）。

行政財産が不要となった場合は、各省各庁の長は、その用途を廃止して普通財産とし、これを財務大臣に引き継がなければならない（国有財産法第8条）。もっとも、交換や取こわしの目的で用途廃止するもの等引継不適当の財産や国債整理基金特別会計等11の特別会計に属する財産は、用途廃止後もそのまま所管の各省各庁の長が、管理処分を行うこととなっている。

財務大臣は、普通財産を管理処分するとともに、国有財産の管理処分の総括を行っている（国有財産法第7条）。国有財産の総括とは、国有財産の適正な方法による管理処分を行うため、国有財産の制度を整え、その管理処分の事務を統一し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにその管理処分について、必要な調整をすることをいう（国有財産法第4条）。

この国有財産の総括に関する事務の具体的な内容としては、イ. 国有財産に関する資料若しくは報告を求め、実地監査をし、又は用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置を求めること（国有財産法第10条）ロ. 所管換の協議を受けること（国有財産法第12条）ハ. 取得、処分等の協議を受けること（国有財産法第14条）等がある。

なお、財務大臣の行う総括事務や各省各庁の長の行う管理処分の事務は、その一部を下部機関である部局等の長に委任できることとなっている（国有財産法第9条第1項及び第2項）。また、管理処分の事務の一部は、都道府県又は市町村が行うことができることとなっている（国有財産法第9条第3項及び第4項）。

(2) 国有財産台帳

イ. 国有財産の管理処分を適正、かつ、効率的に行うためには、国有財産の現況を正確に把握することが必要である。そのため各省各庁又はその下部機関の部局等は、国

有財産台帳を備えて、その所管する財産の現況を記録することとされている（国有財産法第32条）。

この国有財産台帳は、財産の区分（土地、立木竹、建物、工作物等の区分をいう。）、種目（土地における敷地、宅地、原野等の区別、建物における事務所建、住宅建等の区別をいう。）、所在、数量、価格、得喪変更の年月日及び事由、その他必要な事項を記録することになっている。したがって、国有財産の取得、所管換、処分その他の事由によって、これに変動が生じた場合には、その増減を台帳に記録して整理を行っている。

国有財産は、原則として国有財産台帳に記録されるが、例外として記録されないものがある（国有財産法第38条）。これは、(イ)公共用財産のうち公園、広場として公共の用に供し、又は供するものと決定したもの以外のもの（すなわち、道路、河川、海浜地等）と、(ロ)一般会計に属する普通財産のうち都道府県道又は市町村道の用に供するため貸し付けたものである。

なお、これらの財産については、所管大臣がそれぞれの管理法規により、管理を行うための公共物の管理台帳を作成することとなっている。

また、このほか、実際上国有財産台帳に記録されていない国有財産（いわゆる脱落地）があるが、これらについては、実態を把握する都度、台帳に記録することとしている。

ロ. 国有財産台帳に新たに登録される価格は、原則として取得価格である。この台帳価格については、財務大臣が指定するものを除き、その後の価格変動等に伴う修正を行うため、国有財産法施行令第23条の規定に基づき、毎年度、評価替（以下、「価格改定」という。）を行うこととしている。

(注) 価格改定の評価方法

- ・土地…原則として、相続税評価額
- ・建物、工作物等…改定前台帳価格から減価償却額を控除した額
- ・上場有価証券…市場価格
- ・政府出資等…純資産額

ハ. 平成22年1月からの国有財産総合情報管理システムの実施に伴い国有財産台帳は電子化されている。

(3) 国有財産増減及び現在額報告書等、総総計算書等

各省各庁の長は、その所管する国有財産について、年度間の増減及び当該年度末の現在額を、国有財産増減及び現在額報告書として作成することとなっている。また、その所管する国有財産のうち、国有財産法の規定により無償貸付をした財産について国有財産無償貸付状況報告書を作成することとなっている。

各省各庁の長はこれらの報告書を財務大臣に送付し、財務大臣はこれらに基づき国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書を作成することとされている（国有財産法第33条及び第36条）。

財務大臣は、この両総計算書を内閣に送付し、内閣はこれらを会計検査院に送付して検査を受けたうえ、翌年度開会の国会の常会に報告することとなっている（国有財産法第34条及び第37条）。

なお、平成15年度決算からは、国会からの「決算の早期化」の要請を受けて、両総計算書を国有財産法の規定よりも2ヶ月程度早く国会に報告することとされたところである。

- (注) 1. 本特集号の国有財産に関する現在額等の統計数字は、平成27年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書に基づき作成したものである。
2. 国有財産関係統計の数字は、原則として単位未満を切り捨てて作成しているため、合計数字と符合しないことがある。
3. 統計の配列は、総括関係統計、行政財産関係統計、普通財産関係統計の順とし、巻末に参考資料を掲載した。

第2 国有財産の現在額

1. 国有財産の総額

国有財産の平成27年度末における現在額は、105兆982億円であり、そのうち行政財産は23兆850億円（22.0%）、普通財産は82兆131億円（78.0%）である。

(注) 国有財産の総額には、公共用財産のうち、道路、河川、海浜地等は含まれていない。

2. 区分別現在額（統計1, 2, 8, 20, 24参照）

平成27年度末現在の国有財産を区分別にみると第2表のとおりであり、政府出資等が総額の72.4%を、土地が16.8%を占め、次いで建物、立木竹、工作物の順となっている。

(1) 土地

土地の現在額は87,647km²、17兆7,087億円であり、この面積は、国土面積377,970km²の約23.2%に相当する。

土地のうち、行政財産は86,627km²、12兆7,798億円であり、普通財産は1,020km²、4兆9,288億円である。

行政財産のうち、面積の主なものは、農林水産省所管の森林経営用財産85,315km²（1兆1,218億円）である（第3表参照）。価格の主なものは、公用財産の10兆5,325億円（1,177km²）であって、その主なものは、防衛省所管の3兆9,467億円（998km²）、国土交通省所管の1兆3,544億円（88km²）及び財務省所管の1兆2,296億円（9km²）である。

また、普通財産の現況は第4表のとおりであって、アメリカ合衆国の軍隊への提供を行っているもの（2兆139億円）、公園等として地方公共団体等へ貸付しているもの（1兆8,183億円）が大半を占めている。

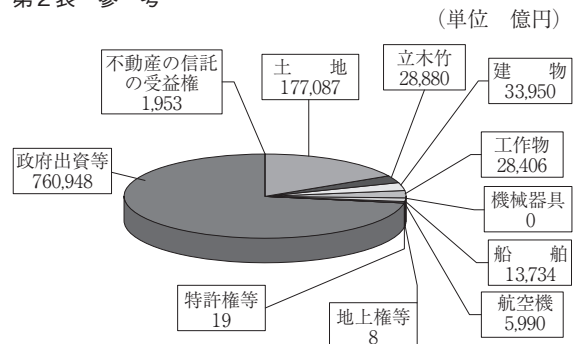
第2表 平成27年度末国有財産区分別現在額

（平成28年3月31日現在）（単位 億円）

区 分	数量単位	数 量	価 格
土 地	千平方メートル	87,647,665	177,087
立 木	竹		28,880
建 物	延べ千平方メートル	58,563	33,950
工 作 物			28,406
機 械 器 具			0
船 隻	隻	2,311	13,734
航 空 機	機	1,702	5,990
地 上 権 等	千平方メートル	2,862	8
特 許 権 等	千件	1,698	19
政 府 出 資 等			760,948
不動産の信託の受益権	件	3	1,953
合 計			1,050,982

(注) 公園・広場以外の、道路・河川・海浜地等の公共用財産は含まれていない。

第2表 参 考



第3表 行政財産（土地）の現況

（平成28年3月31日現在）（単位 千m²、億円、%）

種 類	数 量	割 合	価 格	割 合
公 用 財 産	1,177,587	1.4	105,325	82.4
うち 防 衛 省 所 管	998,743	1.2	39,467	30.9
うち 国 土 交 通 省 所 管	88,701	0.1	13,544	10.6
公 共 用 財 産	115,405	0.1	5,624	4.4
皇 室 用 財 産	19,057	0.0	5,629	4.4
森 林 経 営 用 財 産	85,315,381	98.5	11,218	8.8
合 計	86,627,432	100.0	127,798	100.0

第4表 普通財産（土地）の現況

(平成28年3月31日現在) (単位 千㎡, 億円, %)

区 分	数 量	割合	価 格	割合
一般会計所属財産	1,017,604	99.7	47,344	96.1
在日米軍への提供地	68,720	6.7	20,139	40.9
地方公共団体等への貸付地	91,000	8.9	18,183	36.9
時 価 貸 付	15,979	1.6	4,193	8.5
無 償 貸 付	71,813	7.0	12,811	26.0
減 額 貸 付	3,206	0.3	1,178	2.4
未 利 用 国 有 地	10,217	1.0	4,558	9.2
その他（山林原野等）	847,666	83.1	4,462	9.1
特別会計所属財産	2,628	0.3	1,944	3.9
合 計	1,020,233	100.0	49,288	100.0

(2) 立木竹

立木竹の現在額は2兆8,880億円であって、行政財産は2兆8,816億円であり、普通財産は63億円である。

行政財産の主なもの、農林水産省所管の森林経営用財産2兆8,117億円である。

また、普通財産の主なもの、財務省所管の38億円である。

(3) 建 物

建物の現在額は延べ面積（以下「延べ」という。）58km²、3兆3,950億円であって、行政財産は延べ47km²、2兆9,484億円であり、普通財産は延べ10km²、4,466億円である。

行政財産の主なものは、公用財産延べ47km²、2兆8,841億円であって、その主なものは、防衛省所管の延べ17km²、8,643億円、財務省所管の延べ9km²、5,311億円及び法務省所管の延べ6km²、3,881億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の延べ7km²、2,559億円及び防衛省所管の延べ3km²、1,752億円である。

(4) 工作物

工作物の現在額は2兆8,406億円であって、行政財産は2兆4,997億円であり、普通財産は3,409億円である。

行政財産の主なものは、公用財産2兆3,606億円であり、国土交通省所管の8,378億円、経済産業省所管の5,351億円及び防衛省所管の4,798億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の2,116億円、防衛省所管の1,253億円である。

(5) 機械器具

機械器具の現在額は44円であって、そのすべてが財務省所管一般会計の普通財産である。機械器具は、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具であり、国有財産法附則第4条の規定によって国有財産と

されている。

(6) 船 舶

船舶の現在額は2,311隻、1兆3,734億円であって、行政財産は2,278隻、1兆3,734億円であり、普通財産は33隻、0.4億円である。

行政財産の主なものは、公用財産2,202隻、1兆3,734億円であって、防衛省所管の474隻、1兆1,546億円及び国土交通省所管の1,461隻、1,987億円である。

また、普通財産の主なものは、防衛省所管の13隻、0.3億円である。

(7) 航空機

航空機の現在額は1,702機、5,990億円であって、行政財産は1,691機、5,990億円であり、普通財産は11機、11円である。

行政財産はすべて公用財産であって、その主なものは、防衛省所管の1,509機、5,422億円及び国土交通省所管の90機、406億円である。

(8) 地上権等（統計9、10参照）

地上権等（地上権、地役権、鉱業権等）の現在額は2km²、8億円であって、行政財産は0.8km²、8億円であり、普通財産は2km²、4百万円である。

行政財産の主なものは、公用財産0.8km²、8億円であって、防衛省所管の地役権0.5km²、6億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の鉱業権2km²、3百万円である。

第5表 政府出資現在額

(平成28年3月31日現在) (単位 億円)

政府出資法人	法人数	国有財産台帳価格		
		一般会計	特別会計	合計
金融機関	2	900	106	1,006
事業団等	8	12,466	14,588	27,054
独立行政法人	93	267,571	39,962	307,534
国立大学法人	86	69,294	—	69,294
大学共同利用機関法人	4	2,819	—	2,819
特殊会社	28	67,167	181,914	249,081
国際機関	11	46,600	52,430	99,031
清算法人	4	89	—	89
合 計	236	466,909	289,002	755,912

(注) 1. 市場価格のある株式及び出資証券は市場価格により、また、市場価格のないものは各法人の貸借対照表の総資産から総負債を差し引いた純資産額により、それぞれ年度末時点で評価したものとしている（国有財産台帳価格）。

2. 金融機関…沖縄振興開発金融公庫及び日本銀行。

3. 事業団等…預金保険機構外7事業団等。

4. 独立行政法人…国立公文書館外92法人。

5. 国立大学法人…北海道大学外85国立大学法人。

6. 大学共同利用機関法人…人間文化研究機構外3大学共同利用機関法人。

7. 特殊会社…日本たばこ産業株式会社外27会社。

8. 国際機関…国際通貨基金外10機関。

9. 清算法人…日本製鐵株式会社外1清算会社と南方開発金庫外1閉鎖機関。

(9) 特許権等（統計9、10参照）

特許権等（特許権、著作権、商標権、実用新案権等）の現在額は1,698千件、19億円であって、行政財産は1,698千件、19億円であり、普通財産は0.3千件、0.3億円である。

行政財産はすべて公用財産であって、国土交通省所管の著作権1,694千件、17億円である。

また、普通財産の主なものは、農林水産省所管の著作権1件、0.3億円である。

(10) 政府出資等

政府出資等の現在額は国有財産総額の72.4%に及ぶ76兆948億円であって、その99.3%に当たる75兆5,912億円は、国が特別の法律（国際条約を含む。）の規定に基づいて特殊法人等に対して出資等を行ったことにより取得した出資による権利、株式等の普通財産である。この政府出資の現在額を会計別、出資法人の種類別にみると第5表のとおり

であって、このうち、46兆6,961億円は一般会計からの、29兆3,986億円は特別会計からの出資である。

一般会計からの出資の主なものは、独立行政法人国際協力機構（9兆3,192億円）、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（7兆9,543億円）、株式会社日本政策金融公庫（3兆6,863億円）及び国際開発協会（3兆1,144億円）への出資である。

特別会計からの出資の主なものは、外国為替資金特別会計から国際通貨基金（5兆2,430億円）、財政投融资特別会計から日本電信電話株式会社（3兆5,768億円）、財政投融资特別会計から日本たばこ産業株式会社（3兆1,266億円）、国債整理基金特別会計から日本郵政株式会社（3兆71億円）、財政投融资特別会計から株式会社日本政策投資銀行（2兆8,500億円）への出資である。

（法人別内訳及び法人の概要は統計13、14参照）

第6表 国有財産会計別・分類別・種類別現在額（平成28年3月31日現在）

（単位 億円、%）

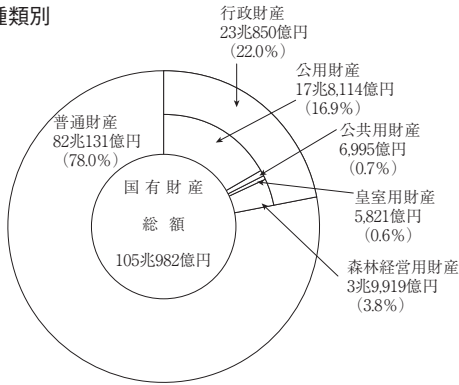
分類・種類	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
（一般会計）	千平方メートル		延べ千平方メートル						
行政財産	86,554,041	117,569	45,625	27,864	60,831	立木竹	28,774	206,264	28.2
公用財産	1,104,197	95,095	44,852	27,221	31,210	船舶	13,676	153,528	21.0
公共用財産	115,405	5,624	567	546	823	工作物	722	6,995	1.0
皇室用財産	19,057	5,629	205	95	95	工作物	85	5,821	0.8
森林経営用財産	85,315,381	11,218	—	—	28,701	立木竹	28,117	39,919	5.5
普通財産	1,017,604	47,344	9,871	4,285	472,362	政府出資等	466,961	523,992	71.8
計	87,571,646	164,913	55,496	32,149	533,194			730,257	100.0
（特別会計）									
行政財産	73,390	10,229	2,210	1,619	12,736	工作物	12,587	24,586	7.7
公用財産	73,390	10,229	2,210	1,619	12,736	工作物	12,587	24,586	7.7
公共用財産	—	—	—	—	—	—	—	—	—
皇室用財産	—	—	—	—	—	—	—	—	—
森林経営用財産	—	—	—	—	—	—	—	—	—
普通財産	2,628	1,944	856	180	294,013	政府出資等	293,986	296,138	92.3
計	76,019	12,174	3,067	1,800	306,749			320,724	100.0
（合計）									
行政財産	86,627,432	127,798	47,835	29,484	73,567	立木竹	28,816	230,850	22.0
公用財産	1,177,587	105,325	47,062	28,841	43,946	工作物	23,606	178,114	16.9
公共用財産	115,405	5,624	567	546	823	工作物	722	6,995	0.7
皇室用財産	19,057	5,629	205	95	95	工作物	85	5,821	0.6
森林経営用財産	85,315,381	11,218	—	—	28,701	立木竹	28,117	39,919	3.8
普通財産	1,020,233	49,288	10,727	4,466	766,375	政府出資等	760,948	820,131	78.0
合計	87,647,665	177,087	58,563	33,950	839,943			1,050,982	100.0

(注) 1. 一般会計合計額と特別会計合計額の割合は、一般会計69.5%、特別会計30.5%である。

2. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

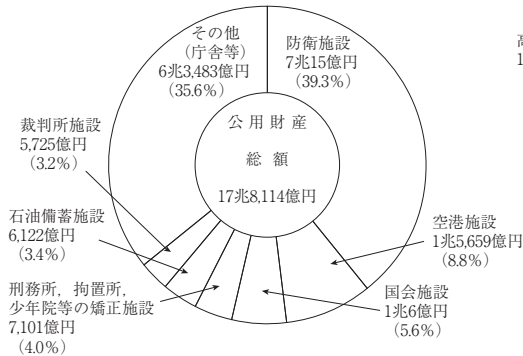
第6表 (参考) 国有財産分類別・種類別現在額 (平成28年3月31日現在)

1. 分類・種類別

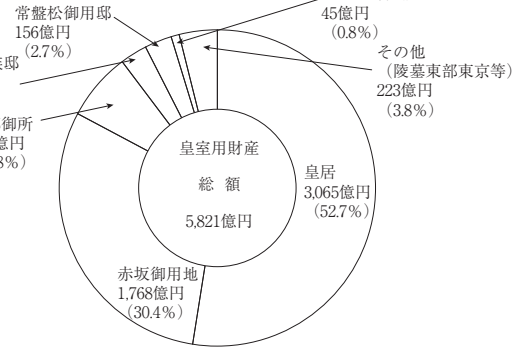


2. 行政財産

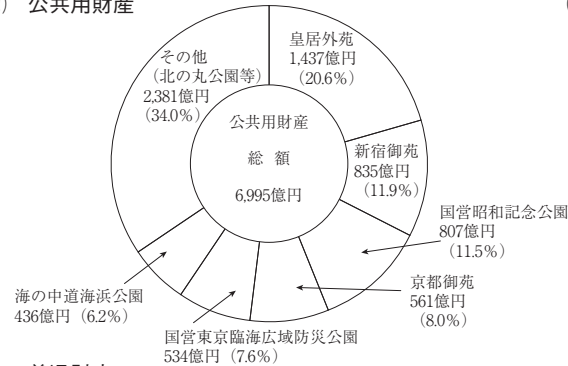
(1) 公用財産



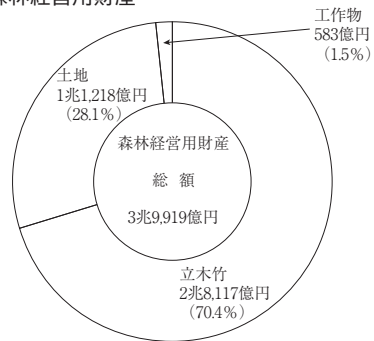
(3) 皇室用財産



(2) 公共用財産

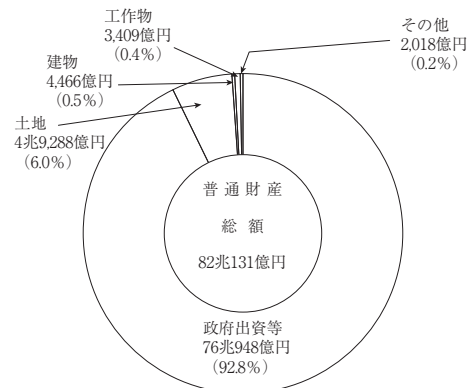


(4) 森林経営用財産

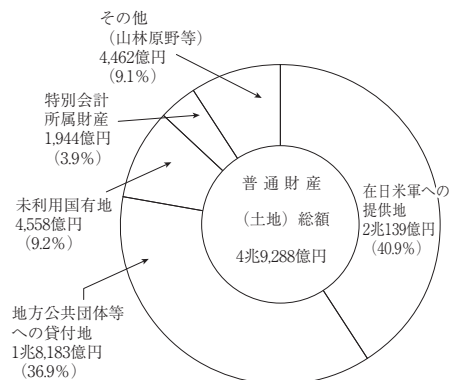


3. 普通財産

(1) 総額



(2) 普通財産 (土地)



(11) 不動産の信託の受益権

不動産の信託の受益権の現在額は、財務省所管の普通財産3件、1,953億円である。

3. 会計別・分類別・種類別現在額（統計3，8参照）

平成27年度末現在の国有財産を会計別，分類別，種類別にみると第6表のとおりである。

また，公用財産，公共用財産，皇室用財産，森林経営用財産及び普通財産について，それぞれの用途別の割合を图示すれば第6表（参考）のとおりである。

なお，行政財産及び普通財産について，区分別に表示すると第7表のとおりである。

4. 所管別現在額（統計5，18，20，24参照）

平成27年度末現在の国有財産を所管別にみると第8表のとおりである。現在額の73.5%に当たる77兆2,864億円が財務省所管に係るものであって，その97.6%は普通財産75兆4,177億円（主として政府出資等70兆230億円）である。

次に，防衛省所管に係るものが総額の7.0%，7兆3,202億円であって，その95.6%は行政財産7兆15億円（主として土地3兆9,467億円）である。

以下，農林水産省所管に係るものが総額の4.2%，4兆4,043億円であって，その96.7%は行政財産4兆2,572億円（主として立木竹2兆8,419億円），国土交通省所管に係るものが総額の3.7%，3兆9,337億円であって，その78.0%は行政財産3兆672億円（主として土地1兆6,010億円）の順となっている。

第3 国有財産の増減額

1. 増減の総額（統計15，16参照）

国有財産の平成27年度中の総増加額は9兆435億円，総減少額は13兆5,754億円であって，差し引き4兆5,318億円の純減少となっている。

2. 区分別増減額（統計15参照）

平成27年度における国有財産の増減額を区分別にみると第9表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第10表のとおりであって，増加の主なものは，工作物1,982億円（2,794億円増加，812億円減少）及び航空機1,859億円（2,325億円増加，466億円減少）であり，減少の主なものは，政府出資等6,083億円（2兆9,168億円増加，3兆5,251億円減少）である。また，価格改定による増減額は第11表のとおりである。

3. 会計別増減額

平成27年度における国有財産の増減額を会計別にみると第12表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による

第7表 国有財産分類別・区分別現在額

（平成28年3月31日現在）（単位 億円，%）

分類・区分	価格	割合
行政財産	230,850	22.0
土地	127,798	12.2
立木竹	28,816	2.7
建物	29,484	2.8
工作物	24,997	2.4
船舶・航空機	19,725	1.9
その他	28	0.0
普通財産	820,131	78.0
土地	49,288	4.7
立木竹	63	0.0
建物	4,466	0.4
工作物	3,409	0.3
機械器具	0	0.0
船舶・航空機	0	0.0
政府出資等	760,948	72.4
その他	1,953	0.2
合計	1,050,982	100.0

（注）上記は，国有財産増減及び現在額総計算書に基づき作成したものであり，道路，河川等は含まれていない。

る増減額を差し引いた増減額は第13表のとおりであって，一般会計は5,943億円（1兆7,259億円増加，1兆1,316億円減少）の増加，特別会計は5,458億円（2兆8,873億円増加，3兆4,331億円減少）の減少となっている。

特別会計の増加の主なものは，外国為替資金特別会計2兆4,453億円，財政投融资特別会計2,471億円及び年金特別会計701億円，減少の主なものは，国債整理基金特別会計2兆9,851億円及び年金特別会計2,886億円である。

4. 分類別・種類別増減額

平成27年度における国有財産の増減額を分類別，種類別にみると第14表のとおりである。この増減額から価格改定による増減額を差し引いた増減額は第15表のとおりであって，行政財産の純増加額は4,326億円であり，普通財産の純減少額は3,841億円である。

5. 所管別増減額（統計16参照）

平成27年度における国有財産の増減額を所管別にみると第16表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第17表のとおりであって，増加の主なものは，防衛省所管の3,194億円（4,638億円増加，1,444億円減少），減少の主なものは，財務省所管の3,150億円（3兆4,993億円増加，3兆8,143億円減少）である。

第8表 国有財産分類別・所管別現在額（平成28年3月31日現在）

（単位 億円，％）

分類・所管	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(行政財産)	千平方メートル		延べ千平方メートル						
衆議院	360	6,073	599	681	226	工 作 物	222	6,981	3.0
参議院	135	2,680	216	238	105	工 作 物	103	3,024	1.3
最高裁判所	2,221	3,791	1,952	1,551	382	工 作 物	373	5,725	2.5
会計検査院	46	13	15	6	2	工 作 物	2	23	0.0
内閣府	326	253	60	68	46	工 作 物	45	367	0.2
内閣府省	23,718	12,224	2,085	1,831	1,156	工 作 物	928	15,211	6.6
総務省	312	1,078	296	321	95	工 作 物	84	1,495	0.6
法務省	38,608	7,760	6,321	3,881	1,200	工 作 物	1,174	12,842	5.6
外務省	1,081	2,171	608	941	675	工 作 物	672	3,789	1.6
財務省	9,457	12,296	9,202	5,311	1,078	工 作 物	1,014	18,686	8.1
文部科学省	4,839	2,305	260	350	61	工 作 物	60	2,717	1.2
厚生労働省	9,773	2,828	2,184	1,497	390	工 作 物	380	4,716	2.0
農林水産省	85,320,069	12,973	1,164	440	29,158	立 木 竹	28,419	42,572	18.4
経済産業省	11,600	2,662	379	302	5,422	工 作 物	5,351	8,387	3.6
国土交通省	126,008	16,010	4,957	3,244	11,418	工 作 物	8,890	30,672	13.3
環境省	80,129	3,207	193	172	240	工 作 物	221	3,619	1.6
防衛省	998,743	39,467	17,337	8,643	21,904	船 舶	11,546	70,015	30.3
計	86,627,432	127,798	47,835	29,484	73,567			230,850	100.0
(普通財産)									
衆議院	—	—	—	—	—	—	—	—	—
参議院	—	—	—	—	—	—	—	—	—
最高裁判所	—	—	28	12	2	工 作 物	2	15	0.0
会計検査院	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内閣府	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内閣府省	20	316	41	38	13	工 作 物	13	368	0.0
総務省	12	0	2	0	0	工 作 物	0	0	0.0
法務省	2	74	—	—	—	—	—	74	0.0
外務省	25	3	19	16	13	工 作 物	13	34	0.0
財務省	788,076	47,279	7,220	2,559	704,338	政府出資等	700,230	754,177	92.0
文部科学省	253	1	22	28	2,657	政府出資等	2,657	2,687	0.3
厚生労働省	471	72	81	24	33,532	政府出資等	33,530	33,629	4.1
農林水産省	228,669	1,119	85	14	337	政府出資等	332	1,470	0.2
経済産業省	16	6	9	6	15,765	政府出資等	15,764	15,778	1.9
国土交通省	1,912	253	13	3	8,407	政府出資等	8,403	8,664	1.1
環境省	0	0	12	11	31	政府出資等	28	43	0.0
防衛省	771	159	3,188	1,752	1,274	工 作 物	1,253	3,187	0.4
計	1,020,233	49,288	10,727	4,466	766,375			820,131	100.0
(合 計)									
衆議院	360	6,073	599	681	226	工 作 物	222	6,981	0.7
参議院	135	2,680	216	238	105	工 作 物	103	3,024	0.3
最高裁判所	2,221	3,791	1,980	1,564	384	工 作 物	375	5,740	0.5
会計検査院	46	13	15	6	2	工 作 物	2	23	0.0
内閣府	326	253	60	68	46	工 作 物	45	367	0.0
内閣府省	23,739	12,540	2,126	1,869	1,169	工 作 物	941	15,579	1.5
総務省	324	1,079	298	321	95	工 作 物	84	1,495	0.1
法務省	38,610	7,835	6,321	3,881	1,200	工 作 物	1,174	12,917	1.2
外務省	1,106	2,175	627	958	689	工 作 物	686	3,823	0.4
財務省	797,534	59,576	16,423	7,870	705,417	政府出資等	700,230	772,864	73.5
文部科学省	5,092	2,306	283	378	2,719	政府出資等	2,657	5,404	0.5
厚生労働省	10,245	2,901	2,265	1,521	33,922	政府出資等	33,530	38,345	3.6
農林水産省	85,548,738	14,092	1,250	454	29,496	立 木 竹	28,422	44,043	4.2
経済産業省	11,617	2,669	389	308	21,188	政府出資等	15,764	24,165	2.3
国土交通省	127,920	16,264	4,971	3,247	19,825	工 作 物	8,894	39,337	3.7
環境省	80,130	3,207	206	183	272	工 作 物	222	3,662	0.3
防衛省	999,514	39,626	20,526	10,396	23,179	船 舶	11,546	73,202	7.0
計	87,647,665	177,087	58,563	33,950	839,943			1,050,982	100.0

(注)「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第9表 国有財産区分別増減額（平成27年度）

（単位 億円，％）

区 分	数量単位	増			減			差 引		
		数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	
土 地	千平方メートル	11,231	8,085	8.9	14,936	8,220	6.1	△ 3,705	△ 134	
立木竹	樹 木	千 本	122	14	(0.0)	150	38	(0.0)	△ 28	△ 24
	立 木	千立方メートル	34,302	5,798	(6.4)	11,468	3,588	(2.6)	22,833	2,209
	竹	千 束	1	0	(0.0)	12	0	(0.0)	△ 10	△ 0
	計			5,813	6.4		3,628	2.7		2,184
建物	建面積	千平方メートル	1,045	2,560	2.8	1,039	2,665	2.0	5	△ 104
	延べ面積	千平方メートル	2,820			2,781			39	
工 作 物			2,794	3.1		4,165	3.1		△ 1,371	
機 械 器 具			0	0.0		0	0.0		—	
船舶	汽 船	隻	85	663	(0.7)	96	617	(0.5)	△ 11	46
		千トン	35			31			3	
	艦 船	隻	22	770	(0.9)	18	1,625	(1.2)	4	△ 854
		千トン	10			17			△ 7	
	計	隻	69	6	(0.0)	63	6	(0.0)	6	0
	隻	176	1,441	1.6	177	2,249	1.7	△ 1	△ 807	
航 空 機	機	71	2,325	2.6	84	2,551	1.9	△ 13	△ 226	
地 上 権 等	千平方メートル	124	1	0.0	88	1	0.0	35	△ 0	
特 許 権 等	千件	40	3	0.0	1	5	0.0	39	△ 1	
政 府 出 資 等			65,605	72.5		112,266	82.7		△ 46,660	
不 動 産 の 信 託 の 受 益 権	件	2	1,803	2.0	—	—	—	2	1,803	
合 計			90,435	100.0		135,754	100.0		△ 45,318	

第10表 国有財産区分別増減額（平成27年度）
（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円，％）

区 分	数量単位	増			減			差 引		
		数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	
土 地	千平方メートル	11,231	4,086	8.9	14,936	6,585	14.4	△ 3,705	△ 2,499	
立木竹	樹 木	千 本	122	14	(0.0)	150	13	(0.0)	△ 28	1
	立 木	千立方メートル	34,302	1,940	(4.2)	11,468	1,013	(2.2)	22,833	926
	竹	千 束	1	0	(0.0)	12	0	(0.0)	△ 10	△ 0
	計			1,955	4.2		1,027	2.3		927
建物	建面積	千平方メートル	1,045	2,560	5.6	1,039	1,125	2.5	5	1,435
	延べ面積	千平方メートル	2,820			2,781			39	
工 作 物			2,794	6.1		812	1.8		1,982	
機 械 器 具			0	0.0		0	0.0		—	
船舶	汽 船	隻	85	663	(1.4)	96	318	(0.7)	△ 11	345
		千トン	35			31			3	
	艦 船	隻	22	770	(1.7)	18	55	(0.1)	4	715
		千トン	10			17			△ 7	
	計	隻	69	6	(0.0)	63	2	(0.0)	6	4
	隻	176	1,441	3.1	177	376	0.8	△ 1	1,065	
航 空 機	機	71	2,325	5.0	84	466	1.0	△ 13	1,859	
地 上 権 等	千平方メートル	124	1	0.0	88	1	0.0	35	△ 0	
特 許 権 等	千件	40	2	0.0	1	1	0.0	39	0	
政 府 出 資 等			29,168	63.2		35,251	77.2		△ 6,083	
不 動 産 の 信 託 の 受 益 権	件	2	1,797	3.9	—	—	—	2	1,797	
合 計			46,133	100.0		45,648	100.0		484	

第11表 国有財産区分別増減額（平成27年度）
（価格改定によるもの）

（単位 億円, %）

区 分	増		減		差 引	
	価 格	割 合	価 格	割 合		
土 地	3,999	9.0	1,635	1.8	2,364	
立 木 竹	樹 立	0	25	(0.0)	△ 25	
	木 木	3,858	(8.7)	2,574	(2.9)	1,283
	竹 計	—	(—)	0	(0.0)	△ 0
建 物	3,858	8.7	2,600	2.9	1,257	
工 作 物	0	0.0	1,539	1.7	△ 1,539	
機 械 器 具	0	0.0	3,353	3.7	△ 3,353	
機 械 器 具	—	—	—	—	—	
船 舶	汽 船	—	(—)	299	(0.3)	△ 299
	艦 船	—	(—)	1,570	(1.7)	△ 1,570
	雑 船	—	(—)	3	(0.0)	△ 3
計	—	—	1,873	2.1	△ 1,873	
航 空 機	—	—	2,085	2.3	△ 2,085	
地 上 権 等	0	0.0	0	0.0	△ 0	
特 許 権 等	1	0.0	3	0.0	△ 2	
政 府 出 資 等	36,437	82.2	77,014	85.5	△ 40,577	
不 動 産 の 信 託 の 受 益 権	6	0.0	—	—	6	
合 計	44,302	100.0	90,105	100.0	△ 45,803	

第12表 国有財産会計別増減額（平成27年度）

（単位 億円, %）

会 計 別	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
一 般 会 計	10,234	6,284	2,049	2,097	30,212	政府出資等 16,673	38,594	42.7
特 別 会 計	996	1,801	770	462	49,576	政府出資等 48,931	51,840	57.3
合 計	11,231	8,085	2,820	2,560	79,789		90,435	100.0
(減 少 額)								
一 般 会 計	14,425	7,144	2,323	2,184	48,373	政府出資等 37,248	57,702	42.5
特 別 会 計	510	1,076	457	480	76,495	政府出資等 75,017	78,052	57.5
合 計	14,936	8,220	2,781	2,665	124,868		135,754	100.0
(差 引 額)								
一 般 会 計	△ 4,190	△ 859	△ 273	△ 86	△ 18,160	政府出資等 △ 20,574	△ 19,107	
特 別 会 計	485	724	312	△ 17	△ 26,918	政府出資等 △ 26,086	△ 26,211	
合 計	△ 3,705	△ 134	39	△ 104	△ 45,079		△ 45,318	

(注)「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第13表 国有財産会計別増減額（平成27年度）

（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円, %）

会 計 別	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
一 般 会 計	10,234	2,603	2,049	2,097	12,557	政府出資等 2,884	17,259	37.4
特 別 会 計	996	1,482	770	462	26,928	政府出資等 26,283	28,873	62.6
合 計	11,231	4,086	2,820	2,560	39,486		46,133	100.0
(減 少 額)								
一 般 会 計	14,425	5,599	2,323	736	4,981	政府出資等 2,578	11,316	24.8
特 別 会 計	510	986	457	388	32,956	政府出資等 32,673	34,331	75.2
合 計	14,936	6,585	2,781	1,125	37,937		45,648	100.0
(差 引 額)								
一 般 会 計	△ 4,190	△ 2,995	△ 273	1,361	7,576	航 空 機 1,808	5,943	
特 別 会 計	485	496	312	73	△ 6,028	政府出資等 △ 6,389	△ 5,458	
合 計	△ 3,705	△ 2,499	39	1,435	1,548		484	

(注)「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第14表 国有財産分類別・種類別増減額（平成27年度）

（単位 億円，％）

分類・種類	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
行政財産	3,268	4,262	648	1,197	11,274	立木竹 5,803	16,733	18.5
公用財産	2,797	3,619	642	1,173	5,276	航空機 2,323	10,069	11.1
公共用財産	54	359	5	21	78	工作物 77	458	0.5
皇室用財産	0	274	1	2	11	工作物 11	288	0.3
森林経営用財産	416	8	—	—	5,908	立木竹 5,796	5,916	6.5
普通財産	7,962	3,823	2,171	1,363	68,514	政府出資等 65,605	73,701	81.5
合 計	11,231	8,085	2,820	2,560	79,789		90,435	100.0
(減 少 額)								
行政財産	6,436	3,811	1,913	1,845	11,600	立木竹 3,623	17,257	12.7
公用財産	3,282	3,605	1,911	1,805	7,754	工作物 2,918	13,165	9.7
公共用財産	—	10	0	33	102	工作物 97	146	0.1
皇室用財産	1	0	0	6	11	工作物 11	18	0.0
森林経営用財産	3,152	194	—	—	3,732	立木竹 3,581	3,926	2.9
普通財産	8,500	4,409	868	819	113,267	政府出資等 112,266	118,496	87.3
合 計	14,936	8,220	2,781	2,665	124,868		135,754	100.0
(差 引 額)								
行政財産	△ 3,167	451	△ 1,264	△ 648	△ 326	立木竹 2,179	△ 523	
公用財産	△ 484	14	△ 1,269	△ 631	△ 2,478	工作物 △ 1,418	△ 3,096	
公共用財産	54	348	4	△ 12	△ 23	工作物 △ 20	312	
皇室用財産	△ 1	273	0	△ 3	△ 0	立木竹 △ 0	269	
森林経営用財産	△ 2,736	△ 185	—	—	2,175	立木竹 2,214	1,990	
普通財産	△ 537	△ 586	1,303	543	△ 44,752	政府出資等 △ 46,660	△ 44,794	
合 計	△ 3,705	△ 134	39	△ 104	△ 45,079		△ 45,318	

(注)「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

6. 事由別増減額（統計15、16参照）

国有財産の増減を事由別に大別すると、国と国以外の者との間の異動と、国の内部における異動とに分けることができる。

前者を「対外的異動」、後者を「対内的異動」とすれば、購入、売却、出資等は対外的異動であり、所管換（各省各庁の長の間において国有財産の所管を移すことをいう。）、所属替（同一所管内において二以上の部局等がある場合に、一部の部局等に所属する国有財産を他の部局等の所属に移すことをいう。）等は対内的異動である。

「対外的異動」には、増加については、歳出を伴うもの（購入、新築、新設等）と歳出を伴わないもの（租税物納等）とがあり、減少については、歳入を伴うもの（売却、出資金回収等）と歳入を伴わないもの（譲与、取こわし等）とがある。

「対内的異動」は、調整上の増減、整理上の増減及び価格改定上の増減に分けることができる。

イ. 調整上の増減

所管換、所属替、引継、引受（引継、引受とは、各省各庁で行政財産の用途を廃止し、当該財産を財務省へ引き継ぎ、財務省がこれを引き受けることをいう。）、整理替（同一部局内において、用途変更を伴わないで所属口座に異動（分割を含む。）があることをいう。）等国有財産の管理を効率化するため国の内部で行う調整に伴う増減である。

ロ. 整理上の増減

実測（土地、建物及び工作物に適用）、実査（立木竹に適用）、誤謬訂正、報告洩等による増減である。

ハ. 価格改定上の増減

平成28年3月31日現在で行った価格改定の結果による増減である。

平成27年度における国有財産の増減額を異動の内容別にみると第18表のとおりである。増加額では、対外的異動が42.6％、対内的異動が57.4％であり、減少額では、対外的異動が28.6％、対内的異動が71.4％となっている。

(1) 増加額について

増加額の主なものを挙げると次のとおりである。

イ. 対外的異動によるもの

(イ) 歳出を伴うもの

出 資（現金） 2兆7,825億円

現金出資による政府出資等の増であり、その主なものは、外国為替資金特別会計から国際通貨基金2兆4,453億円、一般会計から株式会社日本政策金融公庫687億円、独立行政法人国際協力機構482億円、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構186億円、国立研究開発法人森林総合研究所107億円、財政投融资特別会計から株式会社日本政策投資銀行650億円、株式会社日本政策金融公庫190億円、株式会社海外需要開拓支援機構116億円、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構96億円、エネルギー対策

第15表 国有財産分類別・種類別増減額（平成27年度）
（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円、％）

分類・種類	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
行政財産	3,268	995	648	1,197	7,414	航空機 2,323	9,607	20.8
公用財産	2,797	790	642	1,173	5,275	航空機 2,323	7,238	15.7
公共用財産	54	205	5	21	78	工作物 77	304	0.7
皇室用財産	0	0	1	2	11	工作物 11	14	0.0
森林経営用財産	416	0	—	—	2,049	立木竹 1,937	2,049	4.4
普通財産	7,962	3,090	2,171	1,363	32,071	政府出資等 29,168	36,525	79.2
合 計	11,231	4,086	2,820	2,560	39,486		46,133	100.0
(減 少 額)								
行政財産	6,436	2,693	1,913	502	2,084	立木竹 1,025	5,280	11.6
公用財産	3,282	2,692	1,911	501	1,070	航空機 466	4,263	9.3
公共用財産	—	—	0	1	1	工作物 1	3	0.0
皇室用財産	1	0	0	0	0	工作物 0	0	0.0
森林経営用財産	3,152	0	—	—	1,012	立木竹 1,012	1,013	2.2
普通財産	8,500	3,891	868	622	35,853	政府出資等 35,251	40,367	88.4
合 計	14,936	6,585	2,781	1,125	37,937		45,648	100.0
(差 引 額)								
行政財産	△ 3,167	△ 1,697	△ 1,264	694	5,330	航空機 1,857	4,326	
公用財産	△ 484	△ 1,902	△ 1,269	671	4,205	航空機 1,857	2,974	
公共用財産	54	205	4	19	76	工作物 76	301	
皇室用財産	△ 1	△ 0	0	2	11	工作物 11	14	
森林経営用財産	△ 2,736	△ 0	—	—	1,037	立木竹 925	1,036	
普通財産	△ 537	△ 801	1,303	741	△ 3,782	政府出資等 △ 6,083	△ 3,841	
合 計	△ 3,705	△ 2,499	39	1,435	1,548		484	

(注)「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

特別会計から独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構485億円である。

新 造 1,820億円

航空機959億円（24機）及び船舶860億円（37隻）の新造である。航空機の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産900億円（19機）であり、船舶の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産532億円（10隻）である。

新 設 1,346億円

工作物の新設である。主なものは、防衛省所管一般会計の普通財産458億円である。

(ロ) 歳出を伴わないもの

信 託 1,797億円

不動産の信託の受益権1,797億円であって、そのすべてが財務省所管一般会計の普通財産である。

ロ. 対内的異動によるもの

価格改定 4兆4,302億円

政府出資等3兆6,437億円、土地3,999億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管財政投融资特別会計の普通財産1兆5,510億円であり、土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産623億円である。

引 受 2,215億円

財務省所管一般会計の普通財産であり、土地1,267億円、建物498億円等である。

所 管 換 1,647億円

土地1,214億円、建物276億円等である。土地の主なものは、財務省所管財政投融资特別会計の普通財産369億円であり、建物の主なものは、財務省所管一般会計の公用財産195億円である。

所 属 替 1,582億円

土地729億円、航空機390億円等である。土地の主なものは、財務省所管財政投融资特別会計の普通財産487億円であり、航空機の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産247億円である。

(2) 減少額について

減少額の主なものを挙げると次のとおりである。

イ. 対外的異動によるもの

(イ) 歳入を伴うもの

売 払 3兆965億円

政府出資等2兆9,925億円、土地960億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管国債整理基金特別会計の普通財産2兆9,851億円、土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産673億円である。

出資金回収（現金） 2,392億円

特殊法人等への出資金を現金により回収したことによる政府出資等の減であり、主なものは、年金特別会計から独立行政法人福祉医療機構2,183億円、労働保険特別会計から独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構188億円である。

第16表 国有財産所管別増減額（平成27年度）

（単位 億円、％）

所管別	土地		建物		その他			計	
	数量	価格	数量	価格	価格	うち	価格	割合	
(増加額)	千平方メートル		延べ千平方メートル						
衆議院	－	255	6	22	18	工作物	18	296	0.3
参議院	－	113	－	0	1	工作物	1	114	0.1
最高裁判所	14	159	13	45	25	工作物	25	230	0.3
会計検査院	－	－	－	0	0	立木竹	0	0	0.0
内閣府	4	10	0	0	2	工作物	2	13	0.0
内閣府省	38	1,296	102	128	180	工作物	115	1,605	1.8
総務省	1	38	2	6	6	工作物	6	51	0.1
法務省	88	207	66	105	104	工作物	104	417	0.5
外務省	8	86	18	29	30	工作物	30	146	0.2
財務省	6,123	3,856	2,029	1,103	62,568	政府出資等	59,966	67,528	74.7
文部科学省	26	144	11	2	4	工作物	4	151	0.2
厚生労働省	43	77	23	23	4,355	政府出資等	4,325	4,456	4.9
農林水産省	2,104	165	27	14	5,965	立木竹	5,797	6,145	6.8
経済産業省	0	135	0	5	1,061	政府出資等	983	1,202	1.3
国土交通省	335	825	52	119	1,775	船舶	658	2,720	3.0
環境省	305	340	13	15	34	工作物	32	390	0.4
防衛省	2,136	373	451	939	3,650	航空機	1,913	4,963	5.5
合計	11,231	8,085	2,820	2,560	79,789		90,435	100.0	
(減少額)									
衆議院	－	0	0	28	39	工作物	38	68	0.1
参議院	11	34	0	7	17	工作物	17	59	0.0
最高裁判所	115	162	61	88	78	工作物	76	328	0.2
会計検査院	7	17	2	0	1	工作物	0	19	0.0
内閣府	－	0	－	3	7	工作物	7	11	0.0
内閣府省	70	498	73	133	253	工作物	185	884	0.7
総務省	11	7	7	17	20	工作物	14	45	0.0
法務省	181	170	101	202	195	工作物	194	569	0.4
外務省	18	2	12	25	17	工作物	17	46	0.0
財務省	7,099	5,217	1,335	803	108,005	政府出資等	107,398	114,025	84.0
文部科学省	13	32	14	15	161	政府出資等	152	209	0.2
厚生労働省	149	376	102	124	2,659	政府出資等	2,579	3,160	2.3
農林水産省	5,702	374	165	62	3,779	立木竹	3,598	4,216	3.1
経済産業省	19	50	15	22	2,702	政府出資等	2,133	2,775	2.0
国土交通省	956	539	305	259	1,816	工作物	896	2,615	1.9
環境省	1	2	1	11	37	工作物	36	52	0.0
防衛省	577	732	582	856	5,075	航空機	2,165	6,664	4.9
合計	14,936	8,220	2,781	2,665	124,868		135,754	100.0	
(差引額)									
衆議院	－	254	6	△ 6	△ 20	工作物	△ 20	227	
参議院	△ 11	79	△ 0	△ 7	△ 15	工作物	△ 15	55	
最高裁判所	△ 101	△ 2	△ 47	△ 42	△ 52	工作物	△ 51	△ 97	
会計検査院	△ 7	△ 17	△ 2	△ 0	△ 1	工作物	△ 0	△ 19	
内閣府	4	10	0	△ 3	△ 4	工作物	△ 4	2	
内閣府省	△ 31	798	29	△ 5	△ 72	工作物	△ 70	720	
総務省	△ 10	30	△ 4	△ 11	△ 13	工作物	△ 7	5	
法務省	△ 92	37	△ 34	△ 97	△ 91	工作物	△ 90	△ 151	
外務省	△ 10	83	5	3	12	工作物	12	99	
財務省	△ 975	△ 1,361	693	300	△ 45,436	政府出資等	△ 47,432	△ 46,497	
文部科学省	12	112	△ 3	△ 13	△ 157	政府出資等	△ 151	△ 58	
厚生労働省	△ 106	△ 299	△ 79	△ 101	1,696	政府出資等	1,746	1,295	
農林水産省	△ 3,598	△ 209	△ 137	△ 48	2,186	立木竹	2,199	1,928	
経済産業省	△ 19	84	△ 14	△ 16	△ 1,641	政府出資等	△ 1,149	△ 1,573	
国土交通省	△ 620	285	△ 252	△ 139	△ 40	工作物	△ 417	105	
環境省	304	338	12	3	△ 3	工作物	△ 3	338	
防衛省	1,558	△ 358	△ 131	82	△ 1,424	船舶	△ 855	△ 1,700	
合計	△ 3,705	△ 134	39	△ 104	△ 45,079		△ 45,318		

(注)「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第17表 国有財産所管別増減額（平成27年度）
（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円、％）

所管別	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
衆議院	—	—	6	22	18	工作物	18	40
参議院	—	—	—	0	1	工作物	1	1
最高裁判所	14	33	13	45	25	工作物	25	105
会計検査院	—	—	—	0	0	立木竹	0	0
内閣府	4	0	0	0	2	工作物	2	2
内閣府省	38	595	102	128	180	工作物	115	904
総務省	1	1	2	6	6	工作物	6	14
法務省	88	41	66	105	104	工作物	104	251
外務省	8	2	18	29	30	工作物	30	62
財務省	6,123	2,741	2,029	1,103	31,148	政府出資等	28,551	34,993
文部科学省	26	37	11	2	4	工作物	4	43
厚生労働省	43	11	23	23	34	工作物	29	68
農林水産省	2,104	49	27	14	2,106	立木竹	1,939	2,170
経済産業省	0	0	0	5	643	政府出資等	565	648
国土交通省	335	318	52	119	1,492	船舶	658	1,930
環境省	305	204	13	15	34	工作物	32	255
防衛省	2,136	48	451	939	3,650	航空機	1,913	4,638
合計	11,231	4,086	2,820	2,560	39,486		46,133	100.0
(減 少 額)								
衆議院	—	—	0	0	0	工作物	0	0
参議院	11	34	0	0	0	工作物	0	34
最高裁判所	115	142	61	18	4	工作物	2	165
会計検査院	7	17	2	0	0	立木竹	0	18
内閣府	—	—	—	—	0	工作物	0	0
内閣府省	70	327	73	47	46	工作物	46	421
総務省	11	6	7	1	0	工作物	0	8
法務省	181	113	101	29	8	工作物	8	151
外務省	18	2	12	11	14	工作物	14	27
財務省	7,099	4,678	1,335	443	33,021	政府出資等	32,850	38,143
文部科学省	13	31	14	0	18	政府出資等	18	51
厚生労働省	149	365	102	56	2,401	政府出資等	2,382	2,822
農林水産省	5,702	157	165	30	1,019	立木竹	1,016	1,207
経済産業省	19	36	15	4	22	工作物	20	62
国土交通省	956	444	305	87	553	船舶	320	1,084
環境省	1	0	1	1	1	工作物	1	2
防衛省	577	229	582	390	824	工作物	449	1,444
合計	14,936	6,585	2,781	1,125	37,937		45,648	100.0
(差 引 額)								
衆議院	—	—	6	21	18	工作物	18	40
参議院	△ 11	△ 34	△ 0	△ 0	1	工作物	1	△ 32
最高裁判所	△ 101	△ 108	△ 47	26	21	工作物	22	△ 60
会計検査院	△ 7	△ 17	△ 2	△ 0	△ 0	立木竹	△ 0	△ 17
内閣府	4	0	0	0	2	工作物	2	2
内閣府省	△ 31	268	29	80	133	工作物	68	482
総務省	△ 10	△ 5	△ 4	4	6	工作物	6	5
法務省	△ 92	△ 71	△ 34	75	95	工作物	96	100
外務省	△ 10	△ 0	5	18	16	工作物	16	34
財務省	△ 975	△ 1,937	693	659	△ 1,872	政府出資等	△ 4,298	△ 3,150
文部科学省	12	5	△ 3	1	△ 14	政府出資等	△ 18	△ 7
厚生労働省	△ 106	△ 354	△ 79	△ 32	△ 2,367	政府出資等	△ 2,378	△ 2,754
農林水産省	△ 3,598	△ 107	△ 137	△ 16	1,087	立木竹	923	962
経済産業省	△ 19	△ 36	△ 14	1	620	政府出資等	564	585
国土交通省	△ 620	△ 125	△ 252	32	939	工作物	398	846
環境省	304	204	12	14	33	工作物	31	252
防衛省	1,558	△ 180	△ 131	548	2,826	航空機	1,598	3,194
合計	△ 3,705	△ 2,499	39	1,435	1,548		484	

（注）「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第18表 国有財産増減状況(平成27年度)

(単位 億円, %)

異動の内容	土 地		建 物		そ の 他		計		
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル						
対 外 的 異 動	1,637	384	738	1,569	36,542	政府出資等	29,168	38,496	42.6
歳出を伴うもの	1,390	55	684	1,564	33,400	政府出資等	27,825	35,020	38.7
歳出を伴わないもの	247	329	53	5	3,141	不動産の信託の受益権	1,797	3,476	3.8
対 内 的 異 動	9,593	7,700	2,081	991	43,246	政府出資等	36,437	51,938	57.4
調整上の増加	7,248	3,590	2,071	981	1,388	工 作 物	661	5,960	6.6
整理上の増加	2,345	110	10	9	1,555	立 木 竹	1,465	1,676	1.9
価格改定上の増加	-	3,999	-	0	40,302	政府出資等	36,437	44,302	49.0
合 計	11,231	8,085	2,820	2,560	79,789			90,435	100.0
(減 少 額)									
対 外 的 異 動	5,979	3,039	698	143	35,670	政府出資等	35,251	38,853	28.6
歳入を伴うもの	4,767	960	321	72	32,328	政府出資等	32,318	33,361	24.6
歳入を伴わないもの	1,211	2,079	377	71	3,341	政府出資等	2,933	5,492	4.1
対 内 的 異 動	8,957	5,180	2,082	2,521	89,198	政府出資等	77,014	96,900	71.4
調整上の減少	8,655	3,524	2,068	978	1,388	工 作 物	661	5,891	4.3
整理上の減少	302	21	14	3	879	立 木 竹	807	903	0.7
価格改定上の減少	-	1,635	-	1,539	86,930	政府出資等	77,014	90,105	66.4
合 計	14,936	8,220	2,781	2,665	124,868			135,754	100.0
(差 引 額)	△ 3,705	△ 134	39	△ 104	△ 45,079			△ 45,318	

(注)「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

(ロ) 歳入を伴わないもの

資本金減少 2,929億円

法令の規定に基づく株式会社日本政策金融公庫の減資などによるものである。すべて政府出資等であり、主なものは財務省所管一般会計の普通財産2,500億円である。

信 託 1,797億円

土地1,797億円であって、そのすべてが財務省所管一般会計の普通財産である。

ロ. 対内的異動によるもの

価格改定 9兆105億円

政府出資等7兆7,014億円、工作物3,353億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管国債整理基金特別会計の普通財産3兆8,006億円であり、工作物の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産690億円である。

引 継 2,215億円

土地1,267億円、建物498億円等である。土地の主なものは、財務省所管一般会計の公用財産486億円であり、建物の主なものは、防衛省所管一般会計の普通財産282億円である。

所 管 換 1,643億円

土地1,210億円、建物275億円等である。土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産459億円であり、建物の主なものは、財務省所管財政投融资特別会計の普通財産194億円である。

所 属 替 1,528億円

土地672億円、航空機390億円等である。土地の主なものは、財務省所管一般会計の公用財産426億円であり、航

空機の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産247億円である。

7. 国有財産の台帳価格改定

平成28年3月31日時点における価格改定の結果については、第19表のとおり4兆5,803億円の純減少となっている。

8. 国有財産の推移(統計1, 6, 7参照)

最近5か年間の国有財産の推移をみると第20表のとおりであり、各年度における増減額の主な事由についてみると、

平成23年度は前年度に比べ増加しており、要因としては、価格改定(政府出資等など)3兆1,948億円、出資(現金)(政府出資等)3兆1,558億円などを挙げることができる。

平成24年度は前年度に比べ増加しており、要因としては、価格改定(政府出資等など)3兆6,647億円、出資(現物)(政府出資等)2兆8,281億円などを挙げることができる。

平成25年度は前年度に比べ減少しており、要因としては、所属替(立木竹等)9兆2,187億円、価格改定(立木竹等)7兆4,863億円などを挙げることができる。

平成26年度は前年度に比べ増加しており、要因としては、所属替(政府出資等など)10兆5,615億円、所管換(政府出資等など)9兆6,528億円などを挙げることができる。

平成27年度は前年度に比べ減少しており、要因としては、価格改定(政府出資等など)9兆105億円、売却(政府出資等など)3兆965億円などを挙げることができる。

なお、最近5か年間の政府出資等の年度末の現況は第21表のとおりである。

第19表 国有財産台帳価格改定結果

(単位 億円)

区 分	分 類	行 政 財 産			普 通 財 産			合 計			
		改定前価格	改定後価格	増減額	改定前価格	改定後価格	増減額	改定前価格	改定後価格	増減額	
土 地 立 木 竹	地	125,359	127,508	2,149	49,069	49,284	214	174,429	176,793	2,364	
	樹 木	590	566	△ 23	49	48	△ 1	640	614	△ 25	
		26,956	28,240	1,284	15	14	△ 0	26,971	28,254	1,283	
	竹	5	5	△ 0	1	1	△ 0	7	6	△ 0	
		計	27,552	28,812	1,260	66	63	△ 2	27,618	28,876	1,257
	建 物	29,919	28,577	△ 1,342	4,647	4,449	△ 197	34,567	33,027	△ 1,539	
		27,300	24,342	△ 2,957	3,790	3,395	△ 395	31,091	27,738	△ 3,353	
	機 器 具	—	—	—	0	0	—	0	0	—	
		汽 船	2,467	2,167	△ 299	0	0	△ 0	2,467	2,167	△ 299
	船 隻	艦 船	13,115	11,545	△ 1,570	0	0	△ 0	13,116	11,545	△ 1,570
		雑 船	24	21	△ 3	0	0	△ 0	24	21	△ 3
	航 空	計	15,607	13,734	△ 1,872	0	0	△ 0	15,607	13,734	△ 1,873
		機 等	8,075	5,990	△ 2,084	1	0	△ 1	8,076	5,990	△ 2,085
地 特 許	上 権 等	8	8	△ 0	0	0	△ 0	8	8	△ 0	
	政 府 出 資 等	21	19	△ 2	0	0	0	21	19	△ 2	
不 動 産 の 受 益 権	の 信 託 権	—	—	—	801,525	760,948	△ 40,577	801,525	760,948	△ 40,577	
	計	—	—	—	1,947	1,953	6	1,947	1,953	6	
合 計		233,845	228,995	△ 4,850	861,050	820,096	△ 40,953	1,094,895	1,049,091	△ 45,803	

(注) 本表には、価格改定対象外財産(「外国に所在する財産」等)は含まれていない。

第20表 最近5か年間の国有財産の推移

(単位 億円)

年 度	年度末現在額	前年度末に対する増減額
平成23	1,028,543	16,603
24	1,052,547	24,004
25	1,048,131	△ 4,416
26	1,096,300	48,169
27	1,050,982	△ 45,318

第20表 (参考) 国有財産(土地)の推移

(単位 億平方メートル)

年 度	行政財産	普通財産	計
昭和30年度末	863	69	933
35	869	62	931
40	879	38	917
45	883	19	903
50	884	15	900
55	884	12	897
60	884	11	896
平成 2	883	11	895
7	882	11	893
12	881	11	892
13	879	11	891
14	879	11	891
15	879	11	890
16	866	10	877
17	866	10	877
18	866	10	877
19	866	10	876
20	866	10	876
21	866	10	876
22	866	10	876
23	866	10	876
24	866	10	876
25	866	10	876
26	866	10	876
27	866	10	876

第4 国の庁舎等の概況

1. 国の庁舎等の概要

(1) 国の庁舎等とは

国の庁舎等とは、庁舎、刑務所、飛行場及び自衛隊の施設など国の事務又は事業の用に供されている建物及び付帯施設並びにこれらの敷地(借り受けているものも含む)であり、各省各庁の長が管理しているが、財務大臣は国有財産の総括大臣として、効率的な整備及び効率的な使用を推進している。

(注) 庁舎等には、国家公務員宿舎、森林原野、皇居、道路及び河川等は含まない。

(2) 庁舎等の効率的な整備の推進

財務省では、庁舎等の効率的な整備を推進するため、各省各庁が新たに庁舎等を整備するに当たって、その必要性等を審査・調整し、毎年度の庁舎等の整備予算に反映させるよう努めている。

審査・調整に当たっては、国有財産の有効活用を図る観点から、既存庁舎の活用の可能性等を確認し、新たに庁舎整備が必要な場合には、建替えと借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法を選択することとしている。

(3) 既存庁舎等の効率的な使用の推進

財務省では、既存庁舎等の効率的な使用を推進するため、借受費用の縮減や売却可能財産の創出、耐震性能の確保等の観点から、実地監査などを通じて、各省各庁の使用実態を把握し、「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」に基づき財政制度等審議会に付議のうえ、各省横断的な入替調整を行うための庁舎等使用調整計画を策定している。

第21表 最近5か年間の政府出資、有価証券の推移

(単位 億円、%)

年 度	政府出資	有 価 証 券	合 計 (A)	国有財産総額 (B)	割 合 (A/B)
平成23	674,971	6,668	681,639	1,028,543	66.3
24	702,739	6,408	709,147	1,052,547	67.4
25	751,261	6,762	758,023	1,048,131	72.3
26	800,706	6,902	807,609	1,096,300	73.7
27	755,912	5,036	760,948	1,050,982	72.4

(注) 1. 「政府出資」とは、国が特別の法律（国際条約を含む。）の規定に基づいて特定の法人に対して出資を行ったことにより取得した出資による権利、株式等であり、「有価証券」とは、租税物納等により取得した株式等である。
 2. 平成27年度の「有価証券」5,036億円のうち4,984億円は、エネルギー対策特別会計所有株式であって、石油公団の廃止に伴い、国に帰属したもの（旧石油公団有価証券）である。
 3. 「政府出資」、並びに「有価証券」のうち上場有価証券及び旧石油公団有価証券については、市場価格のあるものは市場価格により、また、市場価格のないものは各法人の貸借対照表の総資産から総負債を差し引いた純資産額により、それぞれ年度末時点で評価したものである。

なお、平成18年4月の国有財産法の改正では、庁舎等の床面積又は敷地に余裕が生じている場合には、行政上の用途又は目的を妨げない限度で、当該余裕部分を民間に貸し付けることも可能とするなど、既存庁舎等の効率的な使用を推進するための制度整備が図られている。

2. 特定国有財産整備計画制度

(1) 特定国有財産整備計画とは

特定国有財産整備計画は、庁舎等を集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎を整備する場合に、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づき、財務大臣が定める国有財産の取得及び処分に関する計画である（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（庁舎法）第5条）。

特定国有財産整備計画の策定に当たっては、財務大臣が各省各庁から提出された庁舎等の整備に関する要求書について、その整備の必要性・緊要性、規模・立地条件、処分予定財産の適否等の審査を行うこととしている。

(2) 特定国有財産整備特別会計の廃止

特定国有財産整備特別会計については、特別会計改革の一環により平成21年度末をもって廃止され、平成21年度末までに完了していない事業の経理を行うため、平成22年度から当該事業が終了する年度までの間の経過措置として、財政投融资特別会計に特定国有財産整備勘定が設けられており、事業完了後の残余財産は一般会計に承継予定である。

なお、平成22年度以降の新規事業は、一般会計で経理されている。

第5 国家公務員宿舎の概況（統計23参照）

国家公務員宿舎は、「国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資すること」を目的とした「国家公務員宿舎法」（昭和24年法律第117号）に基づき、設置されているものである。

国家公務員宿舎とは、職員及びその家族を居住させるため

に、国が設置する居住用の家屋及びこれに附帯する工作物その他の施設並びにこれらに供する土地をいい、研修所や講習所等に一時宿泊のために設けられている宿泊施設、公共事業関係の現場に設けられている仮設物的な合宿所、国会議員の議員宿舎、独立行政法人等の職員宿舎等は含まれない。

国家公務員宿舎は、財務大臣が定める宿舎設置計画に基づいて設置される。その方法としては、建設、購入、交換、寄付又は転用（例えば、庁舎を用途変更によって国家公務員宿舎とすること等をいう。）により行政財産として設置するものと、国以外の者の所有する財産を借り受けることにより設置するものがある。

国家公務員宿舎の設置は、原則として財務大臣が行うこととなっているが、省庁別宿舎（同一の各省各庁に所属する職員のみに貸与する目的で設置される国家公務員宿舎をいう。以下、同じ。）で、一時に多数の宿舎を設置する必要がある場合その他の特別の事情がある場合で財務大臣が指定する場合等は、当該各省各庁の長が行うこととなっている。

また、国家公務員宿舎の維持及び管理は、合同宿舎（省庁別宿舎以外の国家公務員宿舎をいう。）については財務大臣が、省庁別宿舎については当該国家公務員宿舎の貸与を受けべき職員の所属する各省各庁の長が行うこととなっている。

なお、平成28年9月1日現在における国家公務員宿舎の総戸数は約16万4千戸となっている。

第6 財務省所管一般会計所属普通財産の現状

1. 現在額（統計25、26、27参照）

平成27年度末現在の財務省所管一般会計所属の普通財産（国有財産法第6条に規定する財務大臣の所管に係るもの。以下第6において同じ。）は、第22表のとおり51兆9,483億円であり、国有財産総額105兆982億円の49.4%を占める。

普通財産は、既に述べたように、行政財産以外は一切の国有財産をいい、行政財産に近い性格を有する財産（出資による権利、アメリカ合衆国の軍隊への提供地等）及びそれ以外

の財産（未利用国有地等）に大別される。前者は、直ちに処分することができない財産であるが、後者は、その時々の上社会的要請に即応し、効率的かつ適正に、管理又は処分を行うべき性質の財産である。

2. 平成27年度中の増減（統計26, 29参照）

平成27年度中の総増加額は2兆1,840億円、総減少額は4兆1,527億円であり、差引き1兆9,686億円減少した。これを土地、建物、政府出資等の区別にみると、第22表のとおりである。

また、価格改定の結果による増減を差し引いた増減額は第23表のとおりであり、平成27年度中の総増加額は7,422億円、総減少額は6,010億円であり、差引き1,411億円増加した。なお、価格改定による増減額は、第24表のとおりである。

普通財産の増減についても、国と国以外の者との間の異動である「対外的異動」及び国の内部における異動である「対内的異動」に分けることができる。例えば、「対外的異動」で普通財産が増加する場合として、相続税法の規定により金銭に代えて財産が物納されたとき、相続人不存在財産が民法の規定により国庫に帰属したとき、特殊法人等に対する出資により出資による権利又は出資証券等を取得したとき等が、また、減少する場合として、売却、譲与、現物出資（土地、建物、工作物等）が行われたとき等が、それぞれ挙げられる。他方、「対内的異動」により増加する場合として、各省各庁において行政財産として使用されていた財産が行政目的の用

に供されなくなり、用途廃止されて普通財産となったものを財務省が引き受けたとき等が、また、減少する場合として、行政目的の用に供するため各省各庁へ所管換したとき等が、それぞれ挙げられる。平成27年度中の異動状況を整理すると、第25表のとおりである。

3. 管理及び処分の状況

土地及び建物について、平成27年度中における処分等の実績及び年度末現在の管理状況をみると、次のとおりである。

(1) 処分等の実績

平成27年度中の処分等の実績の概要は、第26表のとおりである。

イ. 売却（統計32参照）

売却は4,307件、717億円（台帳価格：以下第6の3において同じ。）で、これを区別にみると、土地3,294千㎡、673億円、建物延べ187千㎡、44億円である。

次に、売却を相手方別にみると、公共団体396件、71億円、公益法人59件、105億円、公共団体及び公益法人以外の法人1,352件、444億円、その他2,500件、95億円である。

また、時価売却を契約方式別にみると、一般競争契約613件、415億円（うち価格公表528件、339億円）、随意契約3,678件、286億円である。

なお、売却価格は、原則として時価額によるが、国有財産特別措置法その他の法律の規定に基づき、時価額からその一定割合を減額して公共団体等に売り払うものがある。

第22表 財務省所管一般会計所属普通財産増減額及び現在額（平成28年3月31日現在）

（単位 億円、%）

区 分	数量 単位	増 加 額						減 少 額				現 在 額			
		数量	価 格				数量	価 格			数量	価 格			
			金額	割合	金額	割合		金額	割合	金額		割合			
土 地	千平方メートル	5,222	2,409	11.0	46.6	5,626	3,847	9.3	89.9	786,626	45,959	8.8	87.5		
	樹 木	千 本	65	4	0.0	0.1	6	1	0.0	0.0	655	23	0.0	0.0	
	立 木	千立方メートル	1	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	517	11	0.0	0.0	
	竹 計	千 束	0	0	0.0	0.0	—	0	0.0	0.0	10	0	0.0	0.0	
建 物	建千平方メートル	462				105				3,604					
	延べ千平方メートル	1,190	500	2.3	9.7	268	167	0.4	3.9	6,575	2,461	0.5	4.7		
工 作 物	千平方メートル		448	2.1	8.7		260	0.6	6.1		2,110	0.4	4.0		
	延べ千平方メートル		0	0.0	0.0		0	0.0	0.0		0	0.0	0.0		
船 隻	汽 船	千 隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	艦 船	千 隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	雑 船	千 隻	—	—	—	—	—	—	—	4	0	0.0	0.0		
	計	千 隻	—	—	—	—	—	—	—	4	0	0.0	0.0		
地 上 権 等	千平方メートル	0	—	—	—	0	0	0.0	0.0	2,034	0	0.0	0.0		
政府出資等	千平方メートル		16,673	76.3			37,248	89.7			466,961	89.9			
不動産の信託	件	2	1,803	8.3	34.9	—	—	—	—	3	1,953	0.4	3.7		
合 計			21,840	100.0			41,527	100.0			519,483	100.0			
政府出資等を除いたもの			5,166		100.0		4,278		100.0		52,521		100.0		

この減額売払したものを相手方の用途別にみると、社会福祉施設2件、7億円、学校施設14件、8億円である。

大口売払財産（1件売払数量1千㎡以上で、かつ、売買契約金額が3億円以上のもの）は、参考資料1のとおりである。

ロ. 交換（統計33参照）

交換は6件、109億円である。

ハ. 譲与（統計34参照）

譲与は281件、51億円である。

二. 所管換（統計35参照）

所管換は30件、460億円で、その内容は無償所管換（一般会計相互間）が29件、459億円、有償所管換（一般会計及び特別会計相互間）が1件、1億円である。

(2) 管理の状況

平成27年度末現在における土地及び建物についての利用の状況は、次のとおりである。

イ. 米軍へ提供中の財産

条約に基づきアメリカ合衆国の軍隊に提供中の財産は、土地74件、67,949千㎡、1兆9,979億円、建物8件、延べ5,012千㎡、2,132億円である。

ロ. 他省庁に使用させている財産

各省各庁に対して、その事務、又は事業の遂行上必要な場合に臨時に普通財産の使用を認めている財産は、土地103件、5,097千㎡、2,061億円、建物1件、延べ33千㎡、6億円である。

ハ. 地方公共団体等への貸付財産（統計28, 30, 31参照）

地方公共団体等に対する普通財産の貸付けは、(イ)時価による貸付料での貸付け（時価貸付）、(ロ)法律の規定に基づく無償での貸付け（無償貸付）及び(ハ)時価から減額した貸付料での貸付け（減額貸付）に区分される。

貸付中の財産は、土地29,790件、91,000千㎡、1兆8,183億円、建物757件、延べ128千㎡、7億円であり、このうち、貸付財産（土地）の内訳をみると、次のとおりである。

(イ) 時価貸付は、物納財産を物納以前から引き続き個人の住宅敷地等として使用している者に時価で貸し付けているもの等であり、24,800件、15,979千㎡、4,193億円である。

(ロ) 無償貸付は、国有財産法その他の法律の規定に従い、地方公共団体等に公園等として無償で貸し付けているものであり、4,398件、71,813千㎡、1兆2,811億円である。主なものは、公園等2,765件、58,787千㎡、9,752億円、水道施設322件、3,207千㎡、490億円である。

(ハ) 減額貸付は、国有財産特別措置法その他の法律の規定に従い、地方公共団体等に対し、時価から一定の割合を減額した貸付料で貸し付けているものであり、592件、3,206千㎡、1,178億円である。

なお、貸付中の財産（土地）を相手方別にみると、公共団体4,977件、75,382千㎡、1兆2,802億円、公益法人259件、1,592千㎡、670億円、公共団体及び公益法人以外の法人1,960件、8,149千㎡、1,822億円、その他22,594件、5,875千㎡、

第23表 財務省所管一般会計所属普通財産増減額（平成28年3月31日現在）
（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円、%）

区 分	数量単位	増 加 額				減 少 額				差 引		
		数量	価 格			数量	価 格			数量	価 格	
			金 額	割 合			金 額	割 合	金 額			
土 地	千平方メートル	5,222	1,786	24.1	39.4	5,626	3,377	56.2	98.4	△ 403	△ 1,591	
	樹 木	千 本	65	4	0.1	0.1	6	0	0.0	0.0	58	3
	立 木	千立方メートル	1	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	1	0
	竹 計	千 束	0	0	0.0	0.0	—	—	—	—	0	0
建 物	延べ千平方メートル	462	4	0.1	0.1	105	0	0.0	0.0	357	3	
	延べ千平方メートル	1,190	500	6.7	11.0	268	49	0.8	1.4	922	451	
工 作 物	千 隻	—	448	6.0	9.9	—	3	0.1	0.1	—	445	
	千 隻	—	0	0.0	0.0	—	0	0.0	0.0	—	—	
機 械 器 具	千 隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	千 隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	千 隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	千 隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地 上 権 等	千平方メートル	0	—	—	—	0	0	0.0	0.0	0	△ 0	
	千平方メートル	—	2,884	38.9	—	—	2,578	42.9	—	—	306	
政 府 出 資 等 不 動 産 の 信 託 の 受 益 権	件	2	1,797	24.2	39.6	—	—	—	—	2	1,797	
	合計	—	7,422	100.0	—	—	6,010	100.0	—	—	1,411	
政 府 出 資 等 を 除 いた もの の 合 計	—	—	4,537	—	100.0	—	3,432	—	100.0	—	1,105	

第24表 財務省所管一般会計所属普通財産増減額（平成28年3月31日現在）
（価格改定によるもの）

（単位 億円, %）

区 分	増 加 額			減 少 額			差 引
	価 格			価 格			価 格
	金 額	割 合		金 額	割 合		金 額
土地	623	4.3	99.0	469	1.3	55.5	153
立木	0	0.0	0.0	0	0.0	0.1	△ 0
樹木	—	—	—	0	0.0	0.1	△ 0
竹	—	—	—	0	0.0	0.0	△ 0
竹計	0	0.0	0.0	1	0.0	0.2	△ 1
建物	0	0.0	0.0	118	0.3	14.0	△ 118
工作物	0	0.0	0.0	256	0.7	30.3	△ 256
機械器具	—	—	—	—	—	—	—
汽船	—	—	—	—	—	—	—
艦船	—	—	—	—	—	—	—
船舶	—	—	—	—	—	—	—
雑船	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—
地上権等	—	—	—	0	0.0	0.0	△ 0
政府出資等	13,789	95.6		34,669	97.6		△ 20,880
不動産の信託	6	0.0	1.0	—	—	—	6
の受益権							
合計	14,418	100.0		35,516	100.0		△ 21,098
政府出資等を除いたもの合計	629		100.0	846		100.0	△ 217

第25表 財務省所管一般会計所属普通財産異動状況（平成27年度）

（単位 億円）

異動の内容	土 地		建 物		そ の 他		価格計	割合	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	価 格			
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル						%
対外的異動	125	238	0	1	4,685 (2,884)	4,925	22.6		
歳出を伴うもの	—	—	—	1	1,545 (1,541)	1,546	7.1		
歳出を伴わないもの	125	238	0	0	3,140 (1,343)	3,378	15.5		
対内的異動	5,097	2,170	1,189	499	14,244 (13,789)	16,914	77.4		
調整上の増加	3,147	1,502	1,189	499	449 (—)	2,450	11.2		
整理上の増加	1,949	45	0	0	0 (0)	45	0.2		
価格改定上の増加	—	623	—	0	13,795 (13,789)	14,418	66.0		
合計	5,222	2,409	1,190	500	18,930 (16,673)	21,840	100.0		
異動の内容	土 地		建 物		そ の 他		価格計	割合	差引価格
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	価 格			
(減 少 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル						%
対外的異動	4,240	2,722	247	46	2,582 (2,578)	5,351	12.9	△426	
歳入を伴うもの	3,294	673	187	44	81 (77)	799	1.9	747	
歳入を伴わないもの	946	2,049	60	2	2,500 (2,500)	4,552	11.0	△1,173	
対内的異動	1,385	1,125	20	120	34,929 (34,670)	36,175	87.1	△19,260	
調整上の減少	1,169	648	20	2	0 (—)	651	1.6	1,799	
整理上の減少	215	7	0	0	0 (0)	7	0.0	37	
価格改定上の減少	—	469	—	118	34,927 (34,669)	35,516	85.5	△21,098	
合計	5,626	3,847	268	167	37,511 (37,248)	41,527	100.0	△19,686	

（注）「その他」欄の（ ）内書は政府出資等を示している。

第26表 財務省所管一般会計所属普通財産処分等実績（平成27年度）

（単位 億円）

区 分	土 地			建 物			合 計		
	件 数	数 量	台帳価格	件 数	数 量	台帳価格	件 数	台帳価格	割 合
		千平方メートル			延べ千平方 メートル				%
売 払	4,291	3,294	673	16	187	44	4,307	717	53.6
時 価	4,275	3,274	657	16	187	44	4,291	701	52.4
減 額	16	20	15	—	—	—	16	15	1.2
交 換	6	35	109	—	—	—	6	109	8.2
譲 与	281	524	51	—	—	—	281	51	3.8
所 管 換	28	80	459	2	8	0	30	460	34.4
有 償	1	0	1	—	—	—	1	1	0.1
無 償	27	79	458	2	8	0	29	459	34.3
合 計	4,606	3,935	1,294	18	196	45	4,624	1,339	100.0

2,887億円である。

二. 未利用国有地

未利用国有地は、単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で、現に未利用となっている土地（管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。）であり、3,873件、10,217千㎡、4,558億円である。

(3) 物納等有価証券の状況

政府出資等は政府出資及び物納等有価証券からなるが、物納等有価証券は租税物納及び国庫帰属により取得した有価証券である。

平成27年度中における物納等有価証券の異動状況及び年度末現在額は第27表のとおりであり、平成27年度末現在額は51億円である。

4. 普通財産（土地）の推移（統計25参照）

普通財産（土地）の面積の推移については、引受や物納等

の増加要因及び売払や所管換等の減少要因があり、近年の動向をみると緩やかな減少傾向にある。

5. 国有財産関係歳入（財務局分）の推移

（統計36、37参照）

平成27年度の国有財産関係歳入の財務局分収納額は、1,525億円である。

この大宗を占めるのは国有財産売払収入（東日本大震災復興国有財産売払収入を含む）1,201億円であり、次いで国有財産貸付収入301億円となっている。

なお、国有財産売払収入のうち、土地の売払収入は1,106億円となっている。

最近5か年間の国有財産売払収入の推移は第28表のとおりである。

また、各省各庁所管の普通財産の売払収入を加えた国有財産売払収入の推移は第29表のとおりである。

第27表 物納等有価証券の異動状況及び年度末現在額（平成27年度）

(単位 銘柄, 千株 [株式], 千口 [その他証券], 億円)

区 分	平成27年度中増		平成27年度中減		平成27年度末現在額		
	数量	台帳価格	数量	台帳価格	銘柄数	数量	台帳価格
株 式	193	4	610	48	44	2,885	42
うち上場株式	71	0	462	1	15	601	2
そ の 他 証 券	0	0	0	0	19	1	8
合 計	193	4	610	48	63	2,886	51

- (注) 1. その他証券とは、社債、受益証券、地方債等である。
 2. 本表には、所属替等の対内的異動を含む。
 3. 単位未満は切り捨てている。

第28表 国有財産売払収入の推移（財務局分）

(単位 億円)

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
国有財産売払収入	896	1,131	1,322	1,311	1,201
土地売払代	789	997	1,298	1,177	1,106
一般競争入札	269	508	851	677	532
そ の 他	520	489	447	500	574

- (注) 1. 平成24年度以降の「国有財産売払収入」は、普通財産統計37. 国有財産関係（財務局分）歳入科目別・年度別収納状況の「国有財産売払収入」及び「東日本大震災復興国有財産売払収入」を合算したものである。
 2. 平成26年度の「国有財産売払収入」は、上記1. に同統計の「特定国有財産売払収入」を合算したものである。
 3. 「一般競争入札」とは、国があらかじめ定めた価格以上で、最も高い価格をつけた者を購入者とする売却方式をいう。
 4. 「その他」は、地方公共団体等に対する随意契約による売却方式である。

第29表 国有財産売払収入の推移

(単位 億円)

年 度	一 般 会 計				特別会計	合 計
	土 地	証 券	そ の 他			
19年度	2,536	2,228	271	38	1,107	3,643
20年度	1,206	1,073	114	19	652	1,858
21年度	989	946	30	13	590	1,579
22年度	1,053	782	237	34	215	1,268
23年度	912	799	106	7	3,995	4,907
24年度	1,151	1,011	125	15	10,166	11,317
25年度	1,359	1,315	17	27	1,955	3,314
26年度	1,361	1,208	129	25	2,946	4,308
27年度	1,263	1,147	91	24	14,689	15,952

- (注) 1. 24年度以降の一般会計には、東日本大震災復興国有財産売払収入が含まれる。
 2. 26年度の一般会計には、特定国有財産売払収入が含まれる。
 3. 計数は、単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第7 国有財産に関する審議会

国有財産に関する審議会は、財務本省に財政制度等審議会が、各財務局及び沖縄総合事務局に国有財産地方審議会が設置されている。

財政制度等審議会は、中央省庁等改革に伴う審議会等の整理合理化により廃止された国有財産中央審議会外3審議会の機能を引き継ぎ、平成13年1月6日に施行された財務省設置法（平成11年法律第95号）第6条に基づき設置された。さらに財政制度等審議会の下には、財政制度等審議会令（平成12年政令第275号）第6条に基づき、国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項の調査審議等を所掌する国有財産分科会が設置されている（開催状況は第30表のとおり）。

国有財産地方審議会は、財務局長又は沖縄総合事務局長の諮問に応じ、国有財産の具体的な管理処分について調査審議し、これらの事項について財務局長等に意見を述べるができることとされており、平成27年度は14回開催されている（参考資料2参照）。

第8 国有財産の監査

1. 監査の概要

財務大臣は、国有財産の適正な方法による管理及び処分を行うため、各省各庁の長が所管する国有財産について実地監査をすることができる（国有財産法第10条ほか）。

これは、国有財産の管理及び処分に関する事務を統一し、その適正化や効率化を図る等のために財務大臣が行う国有財産に係る総括事務の一つであり、能動的な事務である。

2. 監査事務

(1) 平成23年度以降の監査について

国有財産については、売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地域や社会のニーズに対応した有効活用を促進することを目的として、平成23年度以降、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、従来の書面を中心とした監査から

第30表 財政制度等審議会（国有財産分科会）の開催状況

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第1回総会	H13. 1.19	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針について
財政制度等審議会第1回国有財産分科会	H13. 1.23	1. 分科会長の互選 2. 審議会議事規則の報告等 3. 部会の設置 4. 審議会から分科会への付託等の報告 5. 分科会から部会への付託等 6. 議事の公開
財政制度等審議会国有財産分科会第1回株式部会	H13. 4.23	1. 日本電信電話株式会社株式のこれまでの処分の経緯及び処分をめぐる諸事情 2. 今後の部会の進め方 3. 議事の公開
財政制度等審議会国有財産分科会第2回株式部会	H13. 5.23	1. 日本電信電話株式会社からのヒアリング 2. 日本電信電話株式会社株式の処分に係る各証券会社からのヒアリング
財政制度等審議会国有財産分科会第3回株式部会	H13. 5.30	日本電信電話株式会社株式の処分に係る各証券会社からのヒアリング
財政制度等審議会国有財産分科会第4回株式部会	H13. 6.15	今後の日本電信電話株式会社株式の処分に当たっての部会意見整理
財政制度等審議会国有財産分科会第5回株式部会	H13. 6.27	今後における日本電信電話株式会社株式の処分の在り方について
財政制度等審議会第2回国有財産分科会	H13. 6.27	1. 今後における日本電信電話株式会社株式の処分の在り方について（答申） 2. 報告事項 国有財産行政の現状について
財政制度等審議会第2回総会	H13. 8.30	1. 分科会からの活動状況報告 2. フリーディスカッション
財政制度等審議会国有財産分科会第1回不動産部会	H13.10. 9	報告事項 (1) 国有財産の使用状況実態調査等の調査結果について (2) PFI事業の取組状況について (3) 未利用国有地等の売却促進等に関する取組状況について
財政制度等審議会国有財産分科会第6回株式部会	H14. 4.22	今後における日本たばこ産業株式会社株式の処分に当たっての主幹事証券会社の選定について（答申）
財政制度等審議会国有財産分科会第2回不動産部会	H14. 5.30	報告事項 (1) 未利用国有地の売却促進に関する取組状況等について (2) PFI方式による公務員宿舎整備の取組状況について
財政制度等審議会国有財産分科会第3回不動産部会	H14.10.15	1. 報告事項 (1) 行政財産等の使用状況実態調査等に係るフォローアップ結果について (2) 分譲型土地信託の入札結果の概要等について (3) 都心大口案件等について 2. 最低売却価格を示した入札について
財政制度等審議会第3回総会	H15. 1.16	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針について
財政制度等審議会第3回国有財産分科会	H15. 2.19	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 部会の構成、部会長の指名等 4. 分科会の運営方針について 5. 報告事項 (1) 未利用国有地の売却について (2) 平成14年度における政府保有株式（JT及びNTT株式）の売却について (3) PFI方式による公務員宿舎の整備について 6. 大口返還財産の留保地に係る利用方針について
財政制度等審議会国有財産分科会第4回不動産部会	H15. 3. 3	大口返還財産の留保地に係る利用方針について (1) 留保地問題の経緯及び現状について (2) 関係地方公共団体に対するヒアリング結果等について
財政制度等審議会国有財産分科会第5回不動産部会	H15. 4.24	大口返還財産の留保地に係る利用方針について (1) これまでの議論の整理 (2) 渉外知事会からの留保地の利用方針に関する要請
財政制度等審議会国有財産分科会第6回不動産部会	H15. 5.22	大口返還財産の留保地に係る利用方針について (1) 関係地方公共団体への意見照会結果について (2) 大口返還財産の留保地の取扱いに関する答申案の骨子について
財政制度等審議会国有財産分科会第7回不動産部会	H15. 6. 3	1. 米軍基地跡地（大口返還財産留保地）の処分に関する要望について 2. 「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」報告書（案）
財政制度等審議会国有財産分科会第8回不動産部会	H15. 6.24	大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて
財政制度等審議会第4回国有財産分科会	H15. 6.24	大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて（答申）

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会国有財産分科会第7回株式部会	H16. 3.11	報告事項 (1) 平成15年度売却実績（N T T、J T 自己株式取得）について (2) 今後の自己株式取得における対応について (3) 最近の株式市場の動向について
財政制度等審議会第5回国有財産分科会	H16. 6.17	報告事項 (1) 政府保有N T T・J T株式の処分について (2) 「大口返還財産の留保地」答申のフォローアップについて (3) 未利用国有地の売却促進の実施状況について (4) 国家公務員宿舎使用料の改定について (5) 国立大学法人等及び独立行政法人国立病院機構の設立に伴う国有財産の承継について
財政制度等審議会第4回総会	H17. 1.17	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針について
財政制度等審議会第6回国有財産分科会	H17. 2.16	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 「今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について（諮問）」の説明 4. 国有財産制度部会の設置 5. 各部会の構成、部会長の指名等 6. 分科会、部会の運営方針 7. 報告事項 政府保有N T T・J T株式の処分状況
財政制度等審議会国有財産分科会第1回国有財産制度部会	H17. 2.28	1. 今後のスケジュール 2. 国有財産制度の現状
財政制度等審議会国有財産分科会第2回国有財産制度部会	H17. 3.23	1. 行政財産の民間利用 2. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第3回国有財産制度部会	H17. 4. 7	未利用国有地等の売却促進
財政制度等審議会国有財産分科会第4回国有財産制度部会	H17. 5.10	庁舎の効率的な使用と整備
財政制度等審議会国有財産分科会第5回国有財産制度部会	H17. 5.31	1. 国有財産の監査及び情報提供等 2. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第6回国有財産制度部会	H17. 6.20	1. 国家公務員宿舎制度 2. 物納制度 3. 諸外国における地方公共団体への無償譲渡・無償貸付 4. 国有財産情報公開システムへのアクセス状況
財政制度等審議会国有財産分科会第7回国有財産制度部会	H17. 7.26	1. 未利用国有地等の売却促進 2. 国会議決の金額基準 3. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第8回国有財産制度部会	H17. 8. 3	行政財産の民間利用
財政制度等審議会国有財産分科会第9回国有財産制度部会	H17. 8.29	1. 庁舎等の効率的な使用と整備 2. 国有財産行政における効率性の視点の明確化 借受庁舎等に対する総轄権行使の見直し 3. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第10回国有財産制度部会	H17. 9.13	1. 情報提供の拡充 2. 政府出資の評価方法の見直し 3. 普通財産の管理処分に関する優遇措置の見直し 4. 国有財産貸付料等に係る口座振替制度の導入 5. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第11回国有財産制度部会	H17.10. 4	1. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－ 中間報告書（素案） 2. 最近の国有財産行政に関する報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第12回国有財産制度部会	H17.10.25	今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－ 中間報告書（案）
財政制度等審議会第7回国有財産分科会	H17.11. 8	1. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－ （中間答申） 2. 報告事項 政府保有N T T・J T株式の処分状況
財政制度等審議会国有財産分科会第13回国有財産制度部会	H17.11.22	1. 国有財産の監査 2. コスト分析等定量的分析手法の導入 3. 行政財産の貸付等 4. 国家公務員宿舎行政 5. 最近の国有財産行政に関する報告
財政制度等審議会国有財産分科会第14回国有財産制度部会	H17.12.13	1. 国家公務員宿舎の効率的な使用と運用の改善 2. 民間のオフィスの使用実態 3. 保有と賃借のコスト比較 4. 最近の国有財産行政に関する報告 5. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－ 報告書（案）

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会国有財産分科会第15回国有財産制度部会	H18. 1.18	1. 最近の国有財産行政に関する報告 2. 今後の国有財産の制度及び管理処分のある方について－効率性重視に向けた改革－報告書（案） 3. 部会の調査審議事項の議決についての報告
財政制度等審議会第8回国有財産分科会	H18. 1.18	1. 最近の国有財産行政に関する報告 2. 今後の国有財産の制度及び管理処分のある方について－効率性重視に向けた改革－（答申） 3. 部会に付託された調査審議事項の議決について
財政制度等審議会第5回総会	H18. 2. 7	1. 会長互選 2. 各分科会の当面の課題等について
財政制度等審議会国有財産分科会第9回不動産部会	H18. 6.15	1. 庁舎等の使用調整について 2. 特定国有財産整備計画について
財政制度等審議会第9回国有財産分科会	H18. 6.15	1. 国有財産法等の改正について 2. 国家公務員宿舎の移転・跡地利用に関する有識者会議における検討結果について 3. 特定国有財産整備計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第8回株式部会	H18.11.24	1. 諮問内容について 2. アルコール事業の民営化について 3. 日本アルコール産業株式会社の株式の処分について（答申）
財政制度等審議会国有財産分科会第10回不動産部会	H18.12.12	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 最近の国有財産行政について
財政制度等審議会第6回総会	H19. 1.16	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第10回国有財産分科会	H19. 3. 2	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 各部会の構成、部会長の指名等 4. 分科会、部会の運営方針 5. 事務局からの報告事項 (1) 資産債務改革の検討状況 (2) 答申に盛り込まれた事項の実施状況 (3) 不動産部会及び株式部会における審議状況 ・中央合同庁舎第4号館及び永田町合同庁舎に係る庁舎等使用調整計画等について ・日本アルコール産業株式会社の株式の処分について (4) 特別会計に関する法律案の提出について
財政制度等審議会国有財産分科会第11回不動産部会	H19. 6.19	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第9回株式部会	H19.10.16	1. 今後の政府保有株式の売却見込み等 2. 日本郵政株式会社について 3. 日本アルコール産業株式会社の株式売却について
財政制度等審議会国有財産分科会第12回不動産部会	H20. 3.18	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第13回不動産部会	H20. 6.26	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会第11回国有財産分科会	H20. 6.26	1. 大口返還財産の留保地等の利用計画 2. 各部会における審議状況 3. 国有財産行政における諸課題 4. 国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議報告書について
財政制度等審議会第7回総会	H21. 1.15	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第12回国有財産分科会	H21. 2.25	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 各部会の構成、部会長の指名等 4. 分科会、部会の運営方針 5. 事務局からの報告事項 (1) 国有財産の売却促進のための各種方策等について (2) 国家公務員宿舎を活用した離職者への緊急的支援について
財政制度等審議会国有財産分科会第10回株式部会	H21. 2.25	政府保有株式を取り巻く現状について
財政制度等審議会国有財産分科会第14回不動産部会	H21.6.18	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第15回不動産部会、第16回国有財産制度部会合同会議	H21. 6.18	1. 庁舎・宿舎の移転・再配置計画の実行状況について 2. その他（霞が関低炭素社会について）
財政制度等審議会第8回総会	H22. 4.26	会長の互選
財政制度等審議会第13回国有財産分科会、第16回不動産部会合同会議	H22. 6.25	1. 庁舎等の使用調整計画について 2. 事務局からの説明 (1) 国有財産行政の現状について（新成長戦略における国有財産の有効活用について等） (2) 政府保有株式を取り巻く状況について

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第14回国有財産分科会	H22.12. 9	報告事項 国有財産行政の現状について (1) 平成21年度国有財産増減及び現在額 (2) 国有財産に係る監査 (3) 「新成長戦略における国有財産の有効活用について」のフォローアップ (4) 国有財産行政におけるPRE戦略
財政制度等審議会第9回総会	H23. 1.17	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第15回国有財産分科会	H23. 1.17	1. 分科会長の選任 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針 4. 事務局からの説明事項 国有財産行政の現状について
財政制度等審議会第16回国有財産分科会	H23. 6.28	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 事務局からの説明 国有財産行政の現状について (1) 東日本大震災への対応 (2) 国有財産の有効活用等 (PRE戦略) についてのフォローアップ
財政制度等審議会第17回国有財産分科会	H24. 1.27	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 事務局からの説明 (1) 国有財産監査の結果について (2) 国有財産行政の現状について
財政制度等審議会第18回国有財産分科会	H24. 5.18	政府保有JT株式の処分について (1) 日本たばこ産業株式会社株式を取り巻く状況 (2) 過去のJT株式の処分に係る審議会付議状況 (3) JT株式 (「2分の1以上」⇒「3分の1超」) の処分方針 (4) JT株式の第4次売出しに係る主幹事証券会社審査要領
財政制度等審議会第19回国有財産分科会	H24. 9.11	1. 国家公務員宿舎に係るコスト比較手法の見直しについて 2. 庁舎等使用調整計画について 3. 事務局からの説明 (1) 国有財産行政の現状について (2) 売却手法の検証・改善等の検討状況について (3) 平成23年度国有財産監査の結果について
財政制度等審議会第10回総会	H25. 1. 8	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第20回国有財産分科会	H25. 2.19	1. 分科会長の選任 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針 4. 事務局からの説明 「国家公務員宿舎の削減計画」(平成23年12月1日公表)に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについて
財政制度等審議会第21回国有財産分科会	H25. 6. 6	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 事務局からの説明 (1) 国有財産行政の現状について (2) 平成24年度国有財産監査の結果について
財政制度等審議会第22回国有財産分科会	H26. 2. 4	1. 分科会長代理の指名 2. 事務局からの説明 (1) 国家公務員宿舎削減計画のフォローアップについて (2) 国家公務員宿舎使用料の見直しについて (3) 最近の国有財産行政について
財政制度等審議会第23回国有財産分科会	H26. 4.14	1. 今後の分科会の進め方 2. 事務局からの説明 (1) 日本郵政株式を取り巻く状況 (2) 政府保有株式の売却について (3) 主幹事証券会社の選定基準 3. 日本郵政株式会社からのヒアリング
財政制度等審議会第24回国有財産分科会	H26. 4.24	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 証券市場関係者からのヒアリング (1) 日本証券業協会 (2) 野村證券株式会社 (3) 株式会社東京証券取引所
財政制度等審議会第25回国有財産分科会	H26. 5.15	日本郵政株式会社の株式の処分について (案)
財政制度等審議会第26回国有財産分科会	H26. 6. 5	1. 日本郵政株式会社の株式の処分について 2. 庁舎等使用調整計画について 3. 事務局からの説明 (1) 最近の国有財産行政について (2) 平成25年度国有財産監査の結果について
財政制度等審議会第27回国有財産分科会	H26. 8. 4 -6	日本郵政株式会社株式の新規公開に係る主幹事証券会社審査要領

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第11回総会	H27. 1.23	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第28回国有財産分科会	H27. 2.12	1. 分科会長の選任 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針 4. 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の株式の処分について 5. 国家公務員宿舍削減計画のフォローアップについて 6. 国有財産行政の現状について
財政制度等審議会第29回国有財産分科会	H27. 6.15	1. 千代田区大手町二丁目に所在する国有財産の管理処分について 2. 庁舎等使用調整計画について 3. 平成26年度国有財産監査の結果について 4. 日本郵政株式会社の株式の処分に係る検討経緯について
財政制度等審議会第30回国有財産分科会	H27.11.24	1. 介護施設整備に係る国有地活用について 2. 事務局からの説明 (1) 日本郵政株式会社の株式上場について (2) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の株式の処分について
財政制度等審議会第31回国有財産分科会	H28. 2.10	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 国家公務員宿舍削減計画のフォローアップについて 3. 事務局からの説明 (1) 平成28年4月以降の国家公務員宿舍使用料の引上げについて (2) 最近の国有財産行政について
財政制度等審議会第32回国有財産分科会	H28. 5.17	1. 熊本地震への対応について 2. 一億総活躍社会の実現に向けた国有地の有効活用について 3. 平成27年度国有財産監査の結果について 4. 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）株式の売却について 5. 株主総会への対応について
財政制度等審議会第33回国有財産分科会	H29.1.16	最近の国有財産行政について

現地における深度ある監査へと運用を改めることとした。

(2) 平成28年度の監査方針

イ 平成28年度監査の基本方針

平成28年度においては、①庁舎等、省庁別宿舍の公用財産、②市街地に所在する道路、河川等の公共用財産の監査に事務量を重点的に配分することとし、実効性の高い監査を実施する。

ロ 重点対象にかかる監査の目的等

(イ) 庁舎等、省庁別宿舍の公用財産

- 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態

A 監査の目的

一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態を把握し、省庁横断的な使用調整等により有効活用の促進を図る。

B 対象財産

同一地域内に所在する又は相互に業務関連性を有する機関が管理又は使用する庁舎等を複数選定。

- 研修教育施設等の利用状況

A 監査の目的

利用状況に着目し、省庁横断的な利用の可能性、民間施設の代替性等について監査を実施し、国有財産の有効活用の促進を図る。

B 対象財産

研修教育施設、宿泊等施設、会議施設及び運動施設。

- 庁舎等の保全状況

A 監査の目的

社会資本ストックである既存の庁舎等について、建物の長寿命化、効率的維持管理の促進を図るため、維持管理状況の的確な把握を行うとともに、取得等調整計画案や使用調整案の策定に資する。

B 対象財産

一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態の監査の対象財産から選定。

(ロ) 市街地に所在する道路、河川等の公共用財産

A 監査の目的

未利用又は利用の程度が低いものについて、売却等の可能性など有効活用の促進を図る。また、当該公共用財産の管理を行う事務所等の公用財産を含め一体的な監査を実施し、未利用国有地の洗い出し及び空きスペースの創出を図る。

B 対象財産

市街地に所在する次の財産から、対象を選定。

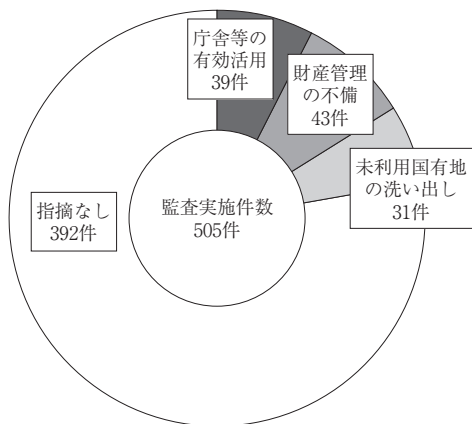
a 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する一般国道、都道府県道若しくは市町村道の用に供する国有財産又は同法第92条第1項に規定する不用物件である国有財産で国土交通大臣の所管に属するもの

b 河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項に規定する一級河川、同法第5条第1項に規定する二級河川若しくは同法第100条第1項に規定する準用河川の用に供する国有財産又は同法第91条第1項に規定する廃川敷地等である国有財産で国土交通大臣の所管に属するもの

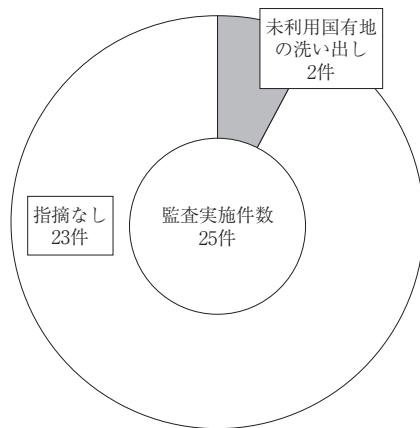
第31表 平成27年度監査結果（指摘内容）

《監査対象財産別指摘内容》

庁舎等の公用財産に対する監査



市街地に所在する公共用財産に対する監査



指摘内容	件数	割合
庁舎等の有効活用	39	(34.5%)
余剰面積等の有効活用	39	(34.5%)
財産管理の不備	43	(38.1%)
国有財産台帳の記載不備	4	(3.5%)
借受解消	39	(34.5%)
未利用国有地の洗い出し	31	(27.4%)
機能移転の検討が必要	11	(9.7%)
低利用	16	(14.2%)
未利用	4	(3.5%)
指 摘 あり	113	22.4%
指 摘 なし	392	77.6%
合 計	505	100.0%

※（ ）の数値は、「指摘あり」に対する割合

指摘内容	件数	割合
未利用国有地の洗い出し	2	(100.0%)
未利用	2	(100.0%)
指 摘 あり	2	8.0%
指 摘 なし	23	92.0%
合 計	25	100.0%

※（ ）の数値は、「指摘あり」に対する割合

第32表 各省各庁所管普通財産（未利用国有地）の状況

（単位 件、千㎡、億円）

区 分	前年度末の保有財産	平成27年度の変動状況			平成27年度末の保有財産
		新規発生財産	処分等（注1）	その他（注2）	
件 数	1,200	117	348	△ 11	958
面 積	2,197	627	562	△ 188	2,075
台 帳 価 格	372	333	91	43	658

（注1）「処分等」とは、一般競争入札等による売却のほか、譲与、財務局等へ引継等の事由による減を示している。

（注2）「その他」とは、国有財産台帳価格改定、実測等の事由による増減を示している。

（注3）単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合がある。

第33表 国有財産に関する情報提供の現状

(1) 公表・報告

区 分 (根拠法令)	公表方法	情報内容	公表等時期
国有財産増減及び現在額総計算書及び同説明書 (国有財産法第34条)	国会 (報告)	区分 (土地, 建物等) 毎の数量, 台帳価格	年 1 回 11月
国有財産無償貸付状況総計算書及び同説明書 (国有財産法第37条)	国会 (報告)	区分 (土地, 建物等) 毎の数量, 台帳価格	年 1 回 11月
国有財産現在高及び国有財産見込現在高に関する 調書 (財政法第28条)	国会 (提出)	区分 (土地, 建物等) 毎の数量, 台帳価格	年 1 回 1月
国有財産の現在高 (財政法第46条)	官報掲載 (報告)	区分 (土地, 建物等) 毎の数量, 台帳価格	年 1 回 4月

(2) 情報提供 (PR)

① 定期刊行物

区 分	情報内容	公表等時期
財政金融統計月報「国有財産特集」	国有財産の概要, 国有財産の年度末現在額及び毎会計年度間の 増減額, 政府出資等の状況, 行政財産統計, 普通財産統計等	年 1 回 3月

② 財務省ホームページ (「国有財産」のページ)

区 分	情報内容	公表等時期
国有財産監査の結果等	国有財産監査の結果, 普通財産 (未利用国有地) の状況	随時
国有財産の売却情報 (各財務局のホームページへリンク)	今後入札を予定している物件情報, 入札物件情報と開札結果, その売却結果, 公用・公共用の取得等要望の受付情報, 暫定活 用に関する情報等	随時
国有特許権等一件別情報	国に帰属している知的財産権 (特許権, 著作権, 商標権, 実用 新案権, 意匠権) の登録番号, 名称, 存続期間等	年 1 回 11月
政府保有株式	政府保有株式の概要	随時
トピックス・報道発表等	国有財産に関する各種報道発表資料等	随時
関連資料・データ	国有財産統計, 国会に報告している情報	随時
財政制度等審議会国有財産分科会等	答申・報告書等, 報道発表, 議事要旨等	随時
国有財産レポート	国有財産の概要, 最近の国有財産行政	年 1 回 6月
ご存知ですか? 国有財産	国有財産の基礎知識, 国有財産の有効活用, 購入方法等	年 1 回 12月
財政金融統計月報「国有財産特集」	国有財産の概要, 国有財産の年度末現在額及び毎会計年度間の 増減額, 政府出資等の状況, 行政財産統計, 普通財産統計等	年 1 回 3月
国有財産関係法令・通達	国有財産に関する訓令, 通達	随時

③ 国有財産情報公開システム

区 分	情報内容	公表等時期	
国有財産を 「買う」	国有財産の売却情報	各財務局等が一般競争入札を行っている物件や即購入が可能な 物件の所在地, 数量, 法令上の制限, 交通機関, 最寄駅等	随時
	その他の売却情報	地方公共団体所有の公有財産や各省各庁所有の国有財産の売却 情報等	随時
	国有財産物件情報メー ルマガジン	各財務局等が行っている入札物件及びその開札結果, 公用・公 共用の取得等要望の受付開始情報, 一時貸付に関する情報, 事 業用定期借地に関する情報, その他国有財産に関する重要なお 知らせ	随時
国有財産を 「調べる」	国有財産一件別情報	口座等の単位で一件別に, 所在地, 台帳数量, 台帳価格, 法令 上の制限, 法定容積率及び地図情報等	年 1 回 11月
国有財産を 「借りる」	貸付可能物件情報	事業用定期借地による貸付や暫定活用 (一時貸付) が可能な物 件の所在地, 数量等 (各財務局のホームページへのリンク)	随時

(注) 「公表等時期」は例年のおよその時期である。

財務局等所在地、電話番号及びホームページアドレス

財務本省、財務局等名	郵便番号	所在地	電話番号(代表)	ホームページアドレス
財務省	100-8940	東京都千代田区霞が関3-1-1	(03)3581-4111	http://www.mof.go.jp/
北海道財務局	060-8579	北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	(011)709-2311	http://hokkaido.mof.go.jp/
東北財務局	980-8436	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟	(022)263-1111	http://tohoku.mof.go.jp/
関東財務局	330-9716	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	(048)600-1111	http://kantou.mof.go.jp/
北陸財務局	921-8508	石川県金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	(076)292-7860	http://hokuriku.mof.go.jp/
東海財務局	460-8521	愛知県名古屋市中区三の丸3-3-1	(052)951-1772	http://tokai.mof.go.jp/
近畿財務局	540-8550	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	(06)6949-6390	http://kinki.mof.go.jp/
中国財務局	730-8520	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	(082)221-9221	http://chugoku.mof.go.jp/
四国財務局	760-8550	香川県高松市中野町26-1	(087)831-2131	http://shikoku.mof.go.jp/
九州財務局	860-8585	熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟	(096)353-6351	http://kyusyu.mof.go.jp/
福岡財務支局	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	(092)411-7281	http://fukuoka.mof.go.jp/
沖縄総合事務局財務部	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	(098)866-0091	http://www.ogb.go.jp/zaimu/index.html

財務局を設置していない都府県には財務事務所を設置している。

(ハ) 特別会計所属の普通財産

A 監査の目的

管理処分適正化、地域や社会のニーズに対応した活用及び売却の促進を図る。

B 対象財産

未利用国有地に分類された財産のうち新規に発生した財産、策定された処理計画に基づく処分等を促進するために監査の実施が有効であると認められる財産及び処分困難財産となっている財産並びに未利用国有地以外に分類された財産。

(3) 平成27年度の監査結果等について

イ 国有財産監査の結果

27年度においては、全国で530件の監査を実施し、そのうち115件(21.7%)について問題点を指摘した。

指摘事案の内容は、余剰のある庁舎への移転を求め用途の廃止や借受解消を図るなどして国の財政への貢献が見込めるものが大半を占めている。

ロ 各省各庁所管普通財産(未利用国有地)の状況

各省各庁が所管する普通財産のうち未利用国有地について、平成27年度中の財産の発生状況及び処分等処理の進捗状況を把握し、各省各庁に対して処理の促進を要請するフォローアップを実施した。

(注1)「国有財産監査結果」については、第31表を参照。

(注2)「各省各庁所管普通財産(未利用国有地)の状況」については、第32表を参照。

(注3)平成27年度の監査結果等については、財務省のホームページで公表している。

・ 国有財産監査の結果(アドレス：http://www.mof.go.jp/national_property/summary/result/fy2015/index.html)

・ 各省各庁所管普通財産(未利用国有地)の状況(アドレス：http://www.mof.go.jp/national_property/summary/property_audit/utilized_by_ministry/fy2015/index.htm)

第9 国有財産に関する情報提供

財政のストックを国民に明らかにするという観点から、国有地をはじめとする国有財産について、法令に基づく各種報告のみならず出版物等を通じ、その情報提供に努めている。

現在、国有財産に関して提供している情報は第33表のとおりである。

1. 法令に基づく報告

毎年度、国有財産法第34条及び第37条に基づき、国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書を会計検査院の検査を経たうえで国会に報告している。

また、財政法第28条に基づき、予算の参考書類として、国有財産現在高及び国有財産見込現在高に関する調書を国会に提出し、さらに同法第46条に基づき、国有財産の現在高について国民への報告を行っている。

2. 情報提供

- (1) 財務省のホームページ（アドレス：<http://www.mof.go.jp/>）に国有財産の項目を設け、最新の国有財産行政を反映した「国有財産レポート」や国有財産の現在額等の統計資料を掲載しているほか、国有財産に関するご意見・ご要望を受け付けている。「国有財産の売却情報」では、全国の財務局等のホームページへのリンクにより、国有財産の入札、売却結果等の情報提供を行っている。他に「国有財産に関する国会報告」、「報道発表」、「国有財産関係法令・通達」などを公開し、利用者の利便性の向上に努めることとしている。
- (2) 国有財産情報公開システム（アドレス：<http://www.kokuyuzaisan-info.mof.go.jp/kokuyu/>）において国有財産に関する情報を、①「買う」、②「調べる」、③「借りる」に区分し、掲載している。
 - ① 国有財産を「買う」

全国の財務局等で一般競争入札の手続きを行っている物件、即購入可能な物件及び今後売却を行うことを予定している物件について、それぞれ所在地、面積、法令上の制限、最寄りの交通機関等の情報のほか地図情報を掲載している。

また、上記の情報等をタイムリーに配信する「国有財産物件情報メールマガジン」の登録を受け付けている。
 - ② 国有財産を「調べる」

国有財産について一件別に所在地、台帳数量、台帳価格のほか、用途地域や容積率等の法令上の制限、利用容積率、地図情報等を掲載している。
 - ③ 国有財産を「借りる」

全国の財務局等ごとに事業用定期借地による貸付や暫定活用（一時貸付）が可能な物件の情報を掲載している。
- (3) 国有財産に関する情報については、今後も国民のニーズを踏まえた情報をタイムリーに提供する等、利便性の向上とともに、更なる情報提供の充実に努めることとしている。

第10 未利用国有地の有効活用と権利付財産の売却

1. 未利用国有地及び権利付財産の引受・保有・売却状況

(1) 未利用国有地の保有状況

平成27年度末現在の未利用国有地は、3,873件、台帳価格4,558億円である。

なお、未利用国有地の処分等結果については財務省のホームページ（アドレス：http://www.mof.go.jp/national_property/summary/property_audit/non_utilized_land/fy2015/index.htm）等で公表している。

（注1）未利用国有地の推移については第34表を、処分等結果については第35表を、平成27年度末現在の保有状況については第36表を参照。

（注2）平成18年度からの物納不動産（土地）の引受状況の推移は第37表のとおりである。

(2) 未利用国有地及び権利付財産の売却状況

平成27年度までの未利用国有地の入札実施状況は第38表のとおりである。平成27年度においては、約1,320件の一般競争入札を実施し、このうち約630件が成約に至っている。

平成28年度においては、平成27年度末時点において地方公共団体等から取得等要望のなかった未利用国有地のほか、境界未確定地等の売却が直ちに困難な未利用国有地についても入札に付すように努め、約1,300件の一般競争入札を実施することとしている。

また、借地人等権利者がいる権利付財産の売却状況は第39表のとおりである。

2. 多様な管理処分手法の導入

未利用国有地については、売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地方公共団体等と連携を図り、地域や社会のニーズに対応した有効活用を図っていくこととし、個々の土地の特性に応じた多様な手段を選択できるよう管理処分手法の多様化を図っている。なお、これまでの取組みは第40表のとおりである。

(1) 未利用国有地の処分手法

イ 未利用国有地の一般競争入札に当たって、物納不動産（土地）については、税外収入確保の観点から、更なる売却促進を図ることを目的として、平成14年度に最低売却価格（予定価格）を公表した入札制度を導入した。

また、平成24年11月に東日本大震災の復興財源の確保及び行政改革を推進する観点から、物納不動産（土地）に限らず、すべての不動産について最低売却価格（予定価格）を公表する制度改正を行い、更なる売却促進を図ることとしている。

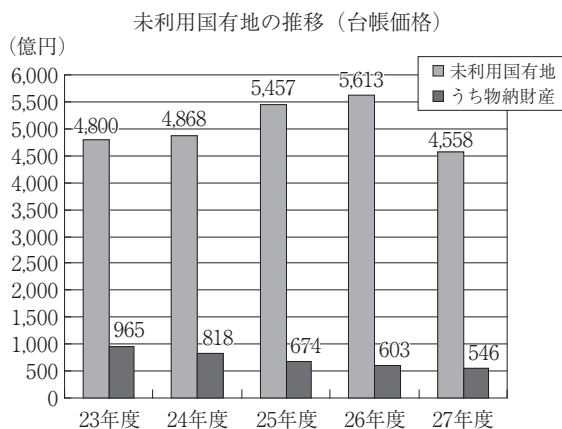
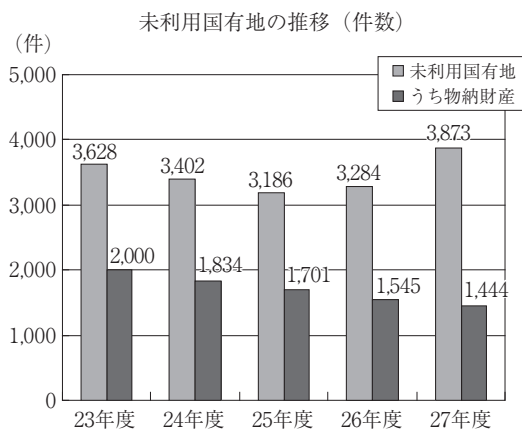
ロ 平成14年度には、現状では売却が難しい財産について、分筆、造成、ライフライン整備等の工事を行うことにより、付加価値を高めた上で売却する処分型信託の手法も導入した。その実績は第41表のとおりである。

ハ なお、こうした取組みのほか、まちづくりに配慮した土地利用を行う観点から、平成20年度に二段階一般競争入札及び地区計画活用型一般競争入札を導入した。

（注1）二段階一般競争入札とは、土地の利用等に関する企画提案書の内容が一定の水準に達すると認められる参加者を選定した上で行う一般競争入札。

なお、広島県広島市の二葉の里地区においては、財務局主体で地方公共団体等との協議会を立ち上げ、資産価値の向上や地域経済の活性化等の効果を実現することを目的として開発条件等を策定し、二段階一般競争入札を実施している。

第34表 未利用国有地の推移



第35表 未利用国有地の処分等結果

(単位 件, 千㎡, 億円)

区分	状況	前年度末現在の保有財産		年度内の変動状況 (注1)									平成27年度末時点の保有財産			
				新たに未利用国有地とした財産			処分等した財産			変更等による増減 (注4)						
		件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格
地方公共団体等利用財産 (注2)		263	4,144	1,593	143	433	480	97	192	382	31	42	16	340	4,428	1,707
処分対象財産 (注3)	(1,195) 3,021	(2,366) 4,988	(3,265) 4,020	923	1,742	778	589	972	2,083	178	30	135	(1,257) 3,533	(2,222) 5,788	(1,486) 2,851	
合計		3,284	9,133	5,613	1,066	2,176	1,258	686	1,165	2,466	209	73	152	3,873	10,217	4,558
うち一般競争入札等で年度内に売却した財産 (注5)								651	1,078	498						

(注) 1. 財務省が所管する一般会計所属普通財産のうち未利用国有地について、平成27年度の処理実績を取りまとめたものである。
 なお、本表において、未利用国有地とは、単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で現に未利用となっている土地をいう。
 ただし、これらを管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。
 また、現況が農地、山林等の財産については、周辺の状況から判断して宅地開発が見込まれるものを含む。
 2. 「地方公共団体等利用財産」とは、地方公共団体等での利用が予定されている財産である。
 3. 「処分対象財産」とは、一般競争入札により処分する予定の財産である。
 なお、上段()内書きは、土地区画整理事業等の施行区域内に所在、境界確定等が必要などの特殊事情を有する財産である。
 4. 「変更等による増減」とは、区分の変更、口座分割等、実測及び国有財産台帳価格改定等による増減である。
 5. 「うち一般競争入札等で年度内に売却した財産」の売却額は、953億円である。

第36表 未利用国有地の保有件数等の内訳

(単位 件, 億円)

区 分	国利用		国 利 用 以 外										合 計		物 納 構 成 比		
			地方公共団 体等利用		入札未実施		売 残		処 分 困 難								
	件数	台帳 価 格	件数	台帳 価 格	件数	台帳 価 格	件数	台帳 価 格	件数	台帳 価 格	件数	台帳 価 格	件数	台帳 価 格	件数	台帳 価 格	
全 国	全 体	45	312	3,828	4,246	295	1,395	1,276	1,136	1,000	227	1,257	1,486	3,873	4,558		
	うち物納	3	3	1,441	543	12	9	238	94	462	90	729	348	1,444	546	37.3%	12.0%
	対合計比	1.2%	6.8%	98.8%	93.2%	7.6%	30.6%	32.9%	24.9%	25.8%	5.0%	32.5%	32.6%	100.0%	100.0%		

(注) 1. 各計数は、平成27年度末現在である。
2. 単位未満切捨てのため、内訳と合計は必ずしも一致しない。

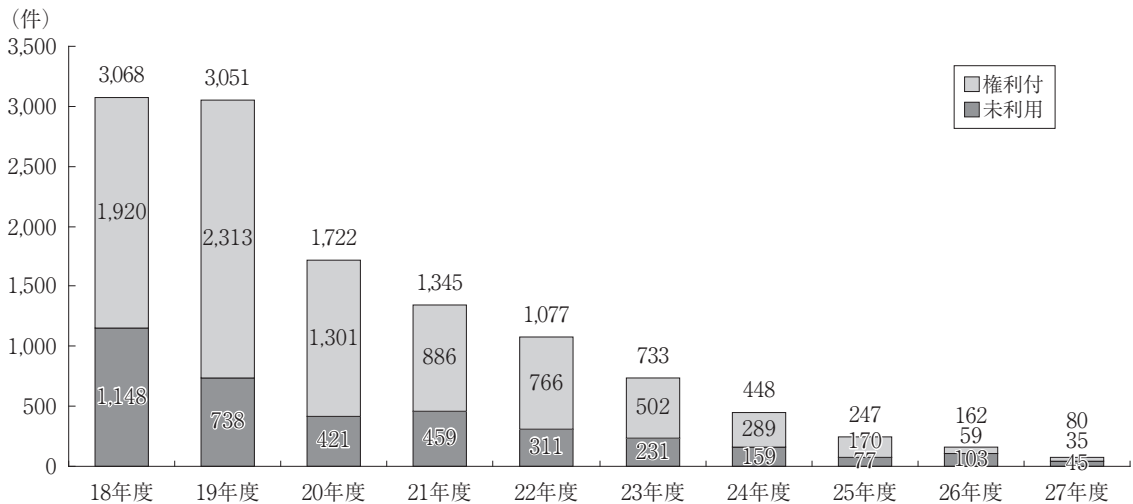
第37表 物納不動産(土地)の引受状況の推移

(単位 件, 千㎡, 億円)

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
未 利 用	件 数	1,148	738	421	459	311	231	159	77	103	45
	数 量	1,323	1,044	750	411	238	221	161	102	112	37
	台帳価格	697	445	251	319	157	109	54	29	38	18
権 利 付	件 数	1,920	2,313	1,301	886	766	502	289	170	59	35
	数 量	370	391	183	160	110	82	35	26	14	5
	台帳価格	462	447	222	181	130	70	41	22	9	6

(注) 1. 権利付とは、借地契約・借家契約の対象となっているものである。
2. 件数は、財務局における管理上の件数である。
3. 計数は、単位未満四捨五入している。

第37表 参 考



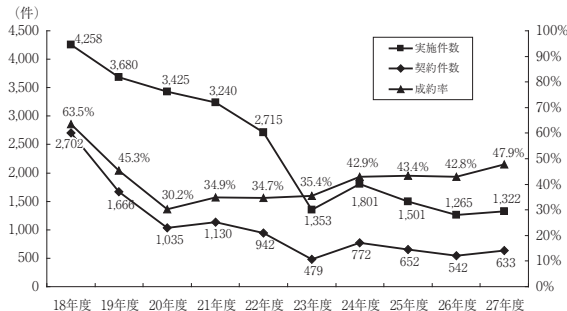
第38表 未利用国有地の入札実施状況（一般会計）

（単位 件、億円、％）

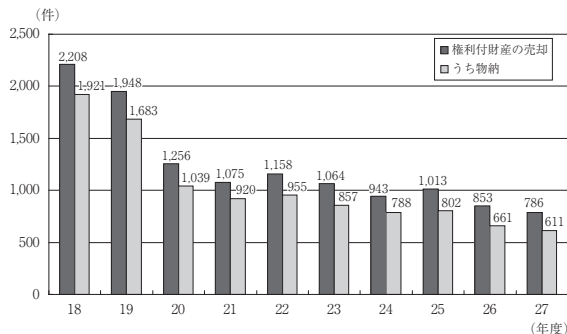
実施年度	一般競争入札			成約率
	実施件数	契約件数	契約金額	
18	(3,291)	(2,184)	(1,249)	63.5
	4,258	2,702	1,606	
19	(2,571)	(1,213)	(490)	45.3
	3,680	1,666	1,090	
20	(2,294)	(691)	(219)	30.2
	3,425	1,035	315	
21	(2,029)	(755)	(254)	34.9
	3,240	1,130	522	
22	(1,632)	(607)	(235)	34.7
	2,715	942	428	
23	(701)	(310)	(143)	35.4
	1,353	479	268	
24	(877)	(401)	(189)	42.9
	1,801	772	499	
25	(670)	(296)	(114)	43.4
	1,501	652	777	
26	(540)	(242)	(86)	42.8
	1,265	542	829	
27	(504)	(231)	(111)	47.9
	1,322	633	557	

(注) 1. 各年度に一般競争入札を実施したもの（不落随契で売却したものを含む。）の契約状況であり、翌年度に契約したのも含まれる。
 2. 計数は、単位未満四捨五入している。
 3. 上段（ ）内書は物納財産である。
 4. 未利用国有地以外の財産について入札を実施したものを含む。

第38表 参考



第39表 参考



第39表 権利付財産の売却状況（土地）

（単位 件、億円）

年度	全 体		うち物納	
	件 数	金 額	件 数	金 額
18	2,208	417	1,921	386
19	1,948	373	1,683	343
20	1,256	214	1,039	157
21	1,075	185	920	132
22	1,158	189	955	155
23	1,064	169	857	142
24	943	161	788	122
25	1,013	174	802	140
26	853	183	661	116
27	786	116	611	99

第40表 これまでの管理処分手法の多様化等の取組み

実施年度	取 組 み 内 容
平成6年度	○価格公示売却制度の創設 対象：小規模な物納財産（土地300㎡、建物200㎡以下）
平成7年度	○レインズ登録による売却制度の導入 対象：一般競争入札で不落・不調物件等
平成11年度	○郵送による期間入札制度の導入
平成12年度	○SPC法に基づく証券化条件付入札の実施 対象：未利用地6物件、権利付財産8物件 ○媒介型入札の導入
平成14年度	○処分型信託の導入 現状のままでは売却が難しい未利用国有地について、造成工事等により付加価値を高めて分譲を実現する信託
平成15年度	○最低売却価格公表入札制度の導入 対象：1,000㎡以下の物納不動産 (注) この制度導入に伴い、価格公示売却制度は廃止
平成18年度	○売却を容易にするための交換制度の導入 対象：売却困難財産のうち立地条件が劣る不整形地等及び権利付財産のうち借地権の対象となっている土地 ○電子入札制度の導入 … 対象：期間入札
平成20年度	○二段階一般競争入札等の導入 ○瑕疵等明示売却の導入 ○権利付財産の一般競争入札等の導入
平成21年度	○管理処分型信託（権利付財産）の実施
平成22年度	○定期借地権を利用した貸付の導入 ・社会福祉施設等の整備を目的とした地方公共団体向けの貸付（地方公共団体からの転貸を含む） ・社会福祉施設の整備を目的とした社会福祉法人への貸付 ○交換の運用拡大 相手方が地方公共団体の場合は国有財産の利用状況等から地方公共団体に処分が限定されるときは国に必要性がなくとも交換できるよう運用拡大を行った。
平成23年度	○定期借地権を利用した貸付の対象拡大 売却困難財産や売残財産を対象とした事業用定期借地制度の導入
平成24年度	○最低売却価格公表入札制度の改正 対象：物納不動産に限らず、すべての不動産について最低売却価格を公表
平成26年度	○「国有財産物件情報メールマガジン」配信サービスを開始 国有地の売却等に関する更新情報や国有地取得に関する架空話の注意喚起情報を配信

第41表 土地信託の実施件数

(単位 件, ha)

信託の種類	実施財務局	契約年度	件数	面積
処分型	関東財務局	14年度	309	45
		15年度	280	41
		16年度	308	41
		17年度	153	12
		18年度	46	11
	近畿財務局	16年度	72	16
管理処分型	関東財務局	21年度	240	14
		27年度	486	18
累	計		1,894	197

(注) 単位未満四捨五入のため内訳と累計は必ずしも一致しない。

(注2) 地区計画活用型一般競争入札とは、地方公共団体と協議し、国有地を含む一定の区域を対象に地方公共団体が地区計画等の都市計画決定を行った上で行う一般競争入札。

従前より東京都中野区の警察大学校等跡地など、地方公共団体と協議を行い、地区計画を活用し一般競争入札を実施している。

(2) 権利付財産の処分手法

権利付財産については、権利者に対する買受勧奨を行うことにより権利者への売却を行ってきたが、こうした取組みのほか、平成18年度には借地権と底地権の交換、平成20年度には第三者に対する権利者との同時売却といった新たな処分手法を採り入れた。

更に、平成21年度には、主に物納不動産で借地権の付着した財産について、信託受託者が財産管理業務とあわせて権利者に対する底地の売却を行う管理処分型信託を導入した。

3. その他の管理処分手法

(1) 平成22年8月に、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を推進する観点から、保育・介護など人々の安心につながる分野での未利用国有地の積極的活用を図るため、定期借地制度を利用した地方公共団体への貸付制度を導入。

制度導入後、更なる有効活用を図るため、救急医療など地域医療のための施設整備や社会福祉法人に対する直接貸付などの拡大を行った。

(注) 平成28年3月末までに、世田谷区などの地方公共団体等との間で、60ヶ所の国有地を保育所等の社会福祉施設等として貸付契約を締結した。(第42表)

(参考) 介護施設整備に係る国有地活用

「介護離職ゼロ」の実現に向け、用地確保が困難な都市部等において、賃料減額といった国有地の更なる活用などにより、介護施設等整備を促進することとされた。「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(平成27年11月26日)

これを受け、都市部等における介護施設整備の加速

第42表 社会福祉分野での国有財産の活用実績

(契約件数実績)

	＜社会福祉分野における国有地の活用＞ (平成22年8月～平成28年3月31日)	
	定期借地	売却
保育関係	39件	40件
高齢者関係	14件	29件
障害者関係	6件	23件
医療関係	1件	8件
合計	60件	100件

(平成28年3月31日時点)

化に資するよう、以下のとおり、定期借地権による減額貸付(貸付始期から10年間、5割を限度)等を実施し、国有地の更なる活用を図ることとしている。

対象期間：平成28年1月1日から平成33年3月31日までの間に新規に締結された定期借地権による貸付契約

対象地域：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県及び福岡県

対象施設：特別養護老人ホーム等の施設及びこれに併設される通所施設等

(2) 税外収入の確保や管理コストの軽減の観点から、平成24年3月、売却困難財産や売残財産を対象とした事業用定期借地制度を利用した貸付けが行えるよう制度の整備を行った。

第11 政府保有株式の売却状況

1. NTT株式

昭和60年4月、日本電信電話株式会社法(平成9年6月の法律改正により「日本電信電話株式会社等に関する法律」、以下「NTT法」)により、旧電電公社が民営化され日本電信電話株式会社(以下「NTT」)が発足し、同時に、同社の発行済株式総数1,560万株(資本金7,800億円、額面5万円)のすべてが政府の保有となった。

NTT株式については、NTT法上、政府に3分の1以上の保有義務が課せられており、全体の3分の1に当たる株式(520万株)については財政投融资特別会計投資勘定(※1)に帰属させ、残りの3分の2に当たる株式(1,040万株)については国債整理基金特別会計に帰属させることとし、売却収入を国債償還財源に充てることとした。

国債整理基金特別会計所属の株式については、昭和61年度、62年度に各195万株、63年度150万株、平成10年度、11年度、12年度に各100万株、14年度9万1,800株、15年度8万5,157株、16年度80万株、17年度112万3,043株を売却してきた結果、すべて売却が完了した。

財政投融资特別会計投資勘定所属の株式については、平成22年11月にNTTが自己株式消却を行い、政府保有義務分

5,751万3,644株の超過が生じたことから、政府は、平成23年7月にNTTによる自己株式取得に応じて売却を行った。その後同様に、平成23年11月のNTTによる自己株式消却に伴って生じた政府保有義務分の4,182万6,555株の超過に対し、政府は、平成24年2月にNTTによる自己株式取得に応じて売却し、平成25年11月のNTTによる自己株式消却に伴って生じた政府保有義務分の6,216万6,721株の超過に対し、政府は、平成26年3月及び11月にNTTによる自己株式取得に応じて売却し、平成27年11月のNTTによる自己株式消却に伴って生じた政府保有義務分の5,900万43株の超過に対し、政府は、平成28年6月にNTTによる自己株式取得に応じて売却した。この結果、現在の株式数は6億7,879万8,200株となっている（第43表参照）。

※1 NTT株式は産業投資特別会計に所属していたが、平成20年度に、特別会計に関する法律により、産業投資特別会計は、財政投融资特別会計投資勘定となった。

※2 株式分割（平成7年11月に1株を1.02株、平成21年1月に1株を100株、平成27年7月に1株を2株）を実施している。

2. JT株式

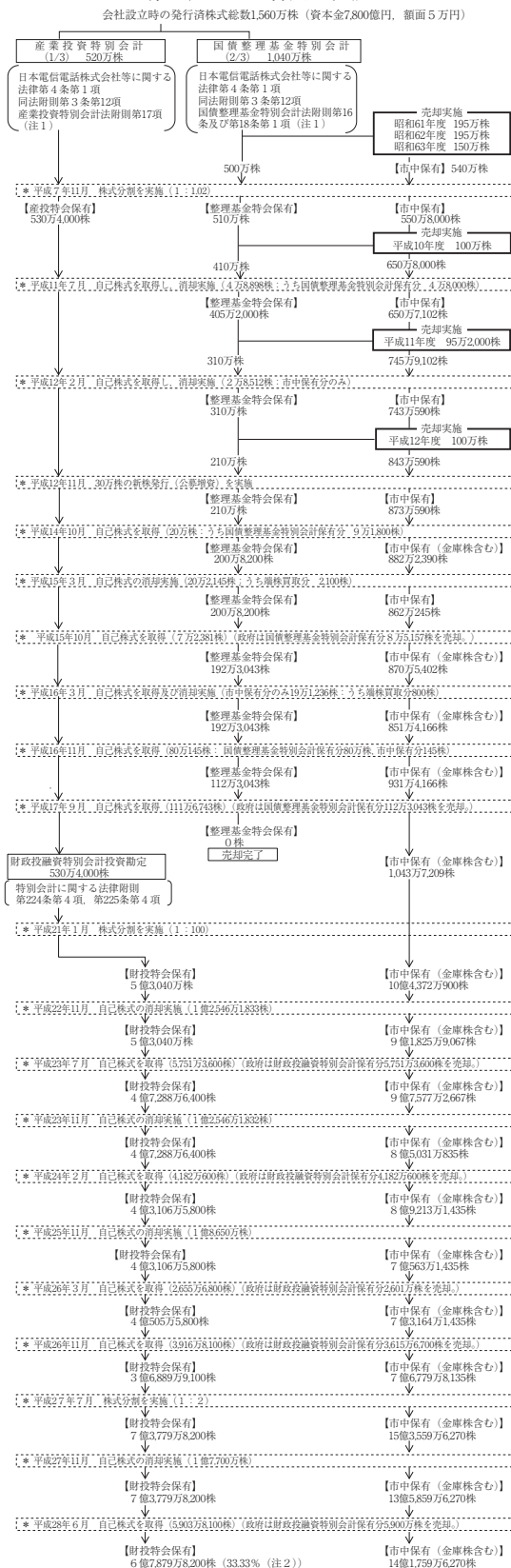
昭和60年4月、日本たばこ産業株式会社（以下「JT法」）により、旧日本専売公社が民営化され日本たばこ産業株式会社（以下「JT」）が発足し、同時に、同社の発行済株式総数200万株（資本金1,000億円、額面5万円）のすべてが政府の保有となった。

JT株式については、当初、JT法において、政府にJT設立時の株式総数の2分の1以上かつ発行済株式総数の3分の1超の保有義務が課せられていたため、JT設立時の株式総数の2分の1に当たる株式（100万株）については財政投融资特別会計投資勘定に帰属させ、残りの2分の1に当たる株式（100万株）については国債償還財源に充てることとした。

JT設立時の経過措置（JT法附則第18条）として、政府に当分の間発行済株式総数の3分の2以上の保有義務が課せられていたことから、国債整理基金特別会計所属の株式のうち、平成6年度39万4,276株、8年度27万2,390株を売却した（当該時点における売却可能株式総数の売却（発行済株式総数の3分の1）が完了）。その後、平成14年4月にJT法の一部改正により上記経過措置が廃止されたことに伴い、新たに33万3,334株が売却可能となり、平成15年度4万4,000株、16年度28万9,334株を売却した（当該時点における売却可能株式総数の売却（発行済株式総数の2分の1）が完了）。

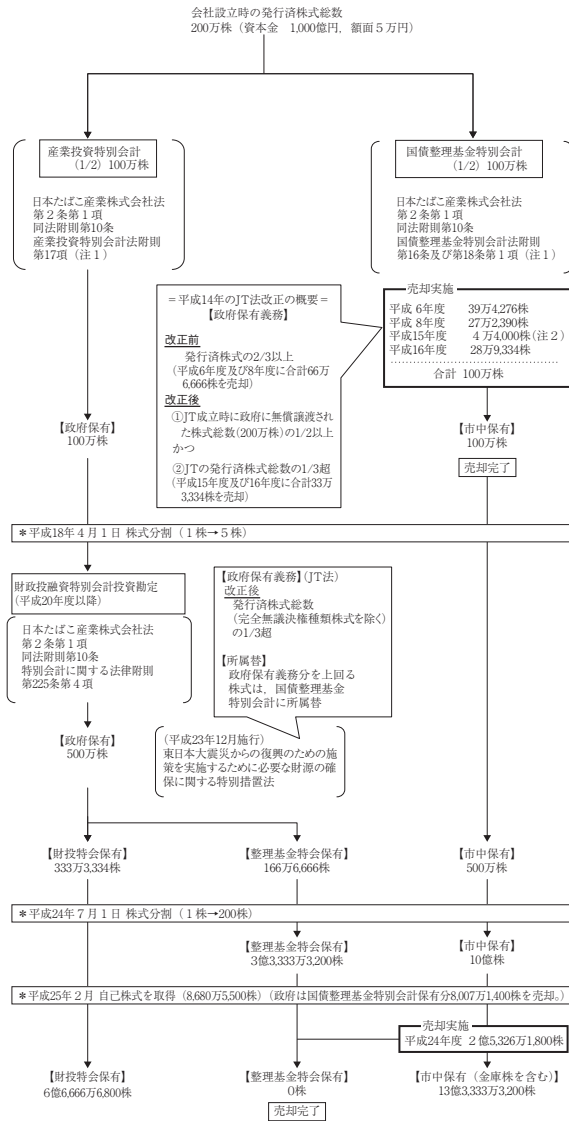
平成23年12月、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（JT法改正を含む）の施行により、政府保有義務は発行済株式総数の3分の1超となるとともに、財政投融资特別会計投資勘定に所属している500万株（株式分割（平成18年4月に1株を5株）を実施）のうち、166万6,666株を国債整理基金特別

第43表 NTT株式の概況



(注1) 特別会計に関する法律により、産業投資特別会計、国債整理基金特別会計は廃止。
 (注2) NTT法上の政府保有義務割合、政府保有株の総発行済株式による割合は32.38%。
 (注3) 株式数は単位未満四捨五入により合計が一致しない場合がある。

第44表 JT株式の概況



(注1) 特別会計に関する法律により、産業投資特別会計法、国債整理基金特別会計法は廃止。
(注2) 平成15年度の売却は、JTの自己株式取得に応じた売却である。

会計に所属替し、売却収入を復興償還財源に充てることとした。

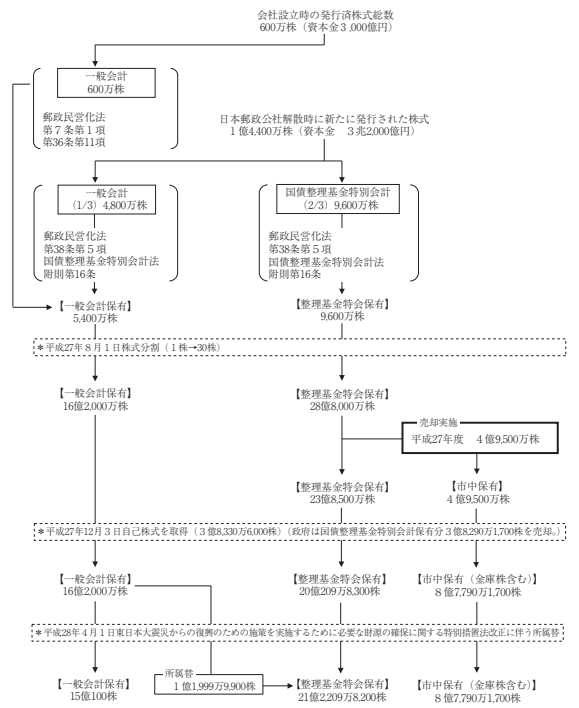
国債整理基金特別会計所属の株式については、平成24年度に3億3,333万3,200株（株式分割（平成24年7月に1株を200株）を実施）を売却した（当該時点における売却可能株式総数の売却（発行済株式総数の3分の1超）が完了）。

なお、所属替後の株式分割実施（平成24年7月に1株を200株）により、財政投融資特別会計投資勘定の株式については6億6,666万6,800株となっている（第44表参照）。

3. 日本郵政株式

平成18年1月、郵政民営化法の規定により、日本郵政公社（以下「公社」）が日本郵政株式会社（以下「日本郵政」）を

第45表 日本郵政株式の概況



設立し、同時に日本郵政の発行済株式総数600万株（資本金3,000億円）のすべてが政府の保有となった。

また、平成19年10月の公社解散時には、資産債務の承継の見返りとして交付された日本郵政株式1億4,400万株のすべてが政府の保有となった。

日本郵政株式については、郵政民営化法上、政府に3分の1超の保有義務が課せられており、日本郵政設立時に保有した株式及び平成19年10月に譲渡された株式の3分の1を合わせた全体の36%に当たる株式（5,400万株）については一般会計に帰属させることとした。また、残りの64%に当たる株式（9,600万株）については国債整理基金特別会計に帰属させることとし、売却収入を国債償還財源に充てることとした。

平成23年12月に施行された東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法において、租税収入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式については、できる限り早期に処分するものとされ、平成25年1月、復興推進会議において、日本郵政株式の売却収入4兆円程度を復興財源フレームに盛り込むことが決定されたことから、売却収入は復興償還財源に充当されることとされた。

平成27年8月に株式分割（1株を30株）が実施され、一般会計所属の株式は16億2,000万株、国債整理基金特別会計に所属する株式は28億8,000万株となった。

同年11月、国債整理基金特別会計所属の株式について、4億9,500万株を売却、同年12月には日本郵政による自己株式取得に応じて3億8,290万1,700株を売却した。

平成28年4月、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により、一般会計所属の株式について、日本郵政の株式の総数の3分の1を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する1億1,999万9,900株を、同会計から無償で国債整理基金特別会計に所属替を行った。これにより、現在の株式数は一般会計所属の株式が15億100株、国債整理基金特別会計所属の株式が21億2,209万8,200株となっている（第45表参照）。

4. 日本アルコール産業株式

平成18年4月、日本アルコール産業株式会社法（以下「J.alco法」）により、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構アルコール製造部門が民営化され日本アルコール産業株式会社（以下「J.alco」）が発足し、同時に、同社の発行済株式総数6万株（資本金30億円）のすべてが政府の保有となった。

J.alco株式については、J.alco法上、政府保有義務は課されていない。一方、国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画（平成11年4月閣議決定）において、政府は設立後2年以内に株式の売却を開始し、できる限り早期に完全売却を図ることとされている。これを踏まえ、財政制度等審議会国有財産分科会株式部会（平成18年11月）での審議・答申を受けて、平成20年3月、発行済株式総数の約3分の2に当たる株式（39,999株）を一般競争入札により売却した（第46表参照）。

第46表 日本アルコール産業株式の概況

